

第六十三回国会 大蔵委員会 議 録 第三十号

昭和四十五年五月六日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 上村千一郎君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 宇野 宗佑君

理事 木野 晴夫君

理事 木村武千代君

理事 高橋清一郎君

理事 登坂重次郎君

理事 丹羽 久章君

理事 松本 十郎君

理事 吉田 実君

理事 平林 剛君

理事 美濃 政市君

理事 貝沼 次郎君

理事 竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 荒井 勇君

公正取引委員会委員長 谷村 裕君

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵大臣官房審議官 高木 文雄君

大蔵省主税局長 細見 卓君

國稅庁長官 吉國 二郎君

委員外の出席者

國稅庁間稅部長 中橋敬次郎君

大蔵委員會調查室長 末松 經正君

五月一日

貸金業者の自主規制の助長に關する法律案(藤井勝志君外五名提出、衆法第三三三號)

四月二十八日

退職公務員の医療制度等に關する請願(足立篤郎君紹介)(第四一五九號)

同(遠藤三郎君紹介)(第四一六〇號)

同(大石八治君紹介)(第四一六一號)

同外一件(増田甲子七君紹介)(第四一六二號)

同(伊能繁次郎君紹介)(第四一六三號)

同(廣瀬正雄君紹介)(第四一六四號)

支那事變賠償金償還に關する請願外九件(相川勝六君紹介)(第四一六五號)

同(坂元親男君紹介)(第四一六六號)

同(青木正久君紹介)(第四一六七號)

同(堀野克制度存続に關する請願(赤城宗徳君紹介)(第四一六八號)

同(上林山榮吉君紹介)(第四一六九號)

同(小島徹三君紹介)(第四一七〇號)

同(小平久雄君紹介)(第四一七一號)

同(佐藤孝行君紹介)(第四一七二號)

同(古屋亨君紹介)(第四一七三號)

同(渡邊美智雄君紹介)(第四一七四號)

同(大久保武雄君紹介)(第四一七五號)

同外一件(木村武千代君紹介)(第四一七六號)

同外二件(久野忠治君紹介)(第四一七七號)

同(田中伊三三君紹介)(第四一七八號)

同(貴石、貴金屬製品等第一種物品稅の課稅方式改正に關する請願(遠藤三郎君紹介)(第四一七九號)

同(久保三郎君紹介)(第四一八〇號)

同(佐々木良作君紹介)(第四一八一號)

同(藤井勝志君紹介)(第四一八二號)

五月一日

納稅貯蓄組合補助金の増額に關する請願(石井桂君紹介)(第四一八三號)

同(小川半次君紹介)(第四一八四號)

同(加藤六月君紹介)(第四一八五號)

同(龜山孝一君紹介)(第四一八六號)

同外一件(小金義昭君紹介)(第四一八七號)

同(齋藤邦吉君紹介)(第四一八八號)

同(笹山茂太郎君紹介)(第四一八九號)

同(竹本孫一君紹介)(第四一九〇號)

同(中曾根康弘君紹介)(第四一九一號)

同(中村弘海君紹介)(第四一九二號)

同外二件(野田卯一君紹介)(第四一九三號)

同(古川文吉君紹介)(第四一九四號)

同(村上勇君紹介)(第四一九五號)

同(森下元晴君紹介)(第四一九六號)

同外一件(山下元利君紹介)(第四一九七號)

同(有田喜一君紹介)(第四一九八號)

同(植木庚子郎君紹介)(第四一九九號)

同外一件(浦野幸男君紹介)(第四二〇〇號)

同(大野市郎君紹介)(第四二〇一號)

同(大橋武夫君紹介)(第四二〇二號)

同(奥野誠亮君紹介)(第四二〇三號)

同(鍛冶良作君紹介)(第四二〇四號)

同(金子岩三君紹介)(第四二〇五號)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第四二〇六號)

同(倉成正君紹介)(第四二〇七號)

同(小島徹三君紹介)(第四二〇八號)

同外一件(小山村二君紹介)(第四二〇九號)

同(坂村吉正君紹介)(第四二一〇號)

同(中山正輝君紹介)(第四二一一號)

同(早川崇君紹介)(第四二一二號)

同(前尾繁三郎君紹介)(第四二一三號)

同(三ツ林弥太郎君紹介)(第四二一九號)

同(水田三喜男君紹介)(第四二二〇號)

同(伊藤宗一郎君紹介)(第四二二一號)

同(宇野宗佑君紹介)(第四二二二號)

同(江崎真澄君紹介)(第四二二三號)

同(小沢一郎君紹介)(第四二二四號)

同(小澤太郎君紹介)(第四二二五號)

同(鍛冶良作君紹介)(第四二二六號)

同(金丸信君紹介)(第四二二七號)

同(鴨田宗一君紹介)(第四二二八號)

同(木野晴夫君紹介)(第四二二九號)

同(水野清君紹介)(第四二三〇號)

同(小峯柳多君紹介)(第四二三一號)

同(篠田弘作君紹介)(第四二三二號)

同(島村一郎君紹介)(第四二三三號)

同(竹下登君紹介)(第四二三四號)

同(谷垣專一君紹介)(第四二三五號)

同(登坂重次郎君紹介)(第四二三六號)

同外二件(中垣國男君紹介)(第四二三七號)

同(西村英一君紹介)(第四二三八號)

同(長谷川四郎君紹介)(第四二三九號)

同(原健三郎君紹介)(第四二四〇號)

同(福永一臣君紹介)(第四二四一號)

同(秋田大助君紹介)(第四二四二號)

同(上村千一郎君紹介)(第四二四三號)

同外四件(植木庚子郎君紹介)(第四二四四號)

同(内田常雄君紹介)(第四二四五號)

同(浦野幸男君紹介)(第四二四六號)

同(小此木彦三郎君紹介)(第四二四七號)

同(奥野誠亮君紹介)(第四二四八號)

同外三件(大竹太郎君紹介)(第四二四九號)

同(龜岡高夫君紹介)(第四二五〇號)

同外一件(金子一平君紹介)(第四二五一號)

同(木村武雄君紹介)(第四二五二號)

同外一件(小島徹三君紹介)(第四二五三號)

同(北山愛郎君紹介)(第六三〇三号)
同(久保三郎君紹介)(第六三〇四号)
同(黒田寿男君紹介)(第六三〇五号)
同(小林信一君紹介)(第六三〇六号)
同(小林進君紹介)(第六三〇七号)
同(後藤俊男君紹介)(第六三〇八号)
同(河野密君紹介)(第六三〇九号)
同(佐々木三三君紹介)(第六三一〇号)
同(佐藤観樹君紹介)(第六三一一号)
同(佐野憲治君紹介)(第六三一二号)
同(齊藤正男君紹介)(第六三一三号)
同(阪上安太郎君紹介)(第六三一四号)
同(島本虎三君紹介)(第六三一五号)
同(下平正一君紹介)(第六三一六号)
同(田中武夫君紹介)(第六三一七号)
同(田中恒利君紹介)(第六三一八号)
同(田邊誠君紹介)(第六三一九号)
同(高田富之君紹介)(第六三二〇号)
同(武部文君紹介)(第六三二一号)
同(橋本次郎君紹介)(第六三二二号)
同(千葉七郎君紹介)(第六三二三号)
同(辻原弘市君紹介)(第六三二四号)
同(戸叶里子君紹介)(第六三二五号)
同(土井たか子君紹介)(第六三二六号)
は本委員会に付託された。

五月四日

賜金庫債券の補償に関する陳情書(兵庫縣議會議長生田克己)(第二七〇号)
中小企業における機械設備耐用年数の短縮に関する陳情書(和歌山縣議會議長下西岩吉)(第二七一号)
サンゴの原本に対する輸入関税撤廃等に関する陳情書(高知縣議會議長井上六助)(第二七二号)
貸金業者の金利引下げに関する陳情書(東京都北区上中里町一の一四太田財政研究所長太田政記)(第三三二号)
貸金業者の自主規制の助長に関する法律の制定反対に関する陳情書(東京都北区上中里町一の一

一四太田財政研究所長太田政記)(第三三三号)
塩専売制度存続に関する陳情書(豊田市上郷町飯の西一八の一酒井一三外十一名)(第三三三三号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
清酒製造業の安定に関する特別措置法案(内閣提出第六五号)

○毛利委員長 これより会議を開きます。

清酒製造業の安定に関する特別措置法案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。藤井勝志君。

○藤井委員 私は、本日、まず第一に、先般来すでに質疑応答をなされた問題でございましてけれども、法律的にいろいろ疑義を生じている問題数点につきまして、政府当局の見解をただしたいと思つておられます。

まず第一点は、今回中央会が行なうことにされております転換給付金ないし転換給付金のこの事業は、全部の清酒製造業者を対象としておられるわけでございます。ところが、中央会なるものはゆる任意加入の組合であるわけですから、これが全体の清酒業者を規制する、すなわちアウトサイダーまで範囲を広げるということには行き過ぎではないかという意見が、もうすでにこの委員会でも出ております。一応私は、こういった問題について念のため、そのようなことはないのであるという確信をしておきたい。ちよつと無理な印象をぬぐい去ることができないという意見もあるわけでございますから、この点について当局はどのように考えておるか、ひとつ御答弁願いたい。

○細見政府委員 酒造業界の実態につきましてはすでになじりお話を申し上げておるとおりでございます。今回、自主流通米の実施に伴いまして、従来いわば米の割り当てというものが、いわ

ゆる酒の造石権という形で、基準指数というものが中心になりまして現在まで行なわれ、あるいはここ五年間におきましては、カルテルによって生産制限を行なうということになっておるわけでありまして、そういう意味で、三十年にわたりました。いわば酒造業界の秩序の根幹をなしております基準指数につきまして、これが、自主流通米という新しい、いわば米穀の自由な配給ということによって、酒造業界も、その生産割り当てに乗った秩序から、新しい自主競争的な自由な競争による酒造業界に大きく転換をしていかなければならなくなつたわけでありまして、そういう意味で、酒造業界にとりまして、いわば三十年の組織の基盤が大きくゆらぐような事態に到達しておるわけでありまして。

そこで、それを考えまして、現在そういう割り当て制度あるいは配給制度というものがございまして、統制経済の通弊とでも申しますか、弱小業者というよりなものでそのまゝ保護される、あるいは企業合理化の努力を怠つておるような企業につきましてもそのまゝ保護される、あるいはまた新しい需要層の拡大というやうなことにつきまして積極的な努力が行なわれておらないやうな企業につきましても、残念ながら温存してきつたというやうなことがあるわけでありまして。ところがここで一挙に自由競争あるいは自主的な競争体制に入りまして、業界にいろいろな混乱が起きまして、酒税を保全するという意味におきまして、酒類業者というものは免許制になっておりまして、特別な保護を加えておるわけでありまして、そのそもその目的であります酒税の保全ということ自体も容易ならぬことになるおそれもあるというやうなことを考えますと、それは業界全体に新たな混乱、あるいは新たな秩序ができるまでのいろいろな摩擦というやうなものが生じや付金というやうなもの、あるいはまた担保力の不足に伴います信用保証制度というやうなものを設けまして、いわば自由競争のあらしに突入する

前の段階におきまして、できる限り自主的にその新しい事態に業界全体として取り組んでいけるやうにすべきであらうということを考えまして、そのための施策ということで考えましたものが、ただいま御審議を願つておる清酒製造業の安定に関する特別措置法でございます。そういうものでありますだけに、業界全体の動きあるいは酒税の確保という全体につながる問題、しかも免許制度をとつてその根拠としております酒税の確保、国家財政の中で八〇程度ではあります、非常に大きなウェイトを占めておる酒税について、その納税に混乱が生じないやうにしたい、それが基本でございます。

そういう意味で非常に公共的なものでございまして、アウトサイダーであるとか、あるいは中央会に加盟しておる者であるとかいうやうな区別をすることなく、酒造業界全体として取り組むべきものであるということでありまして、またそのメリットと申しますか、新しい秩序に伴います利益あるいは新しい秩序に伴いますいろいろな清酒業としてのあり方というやうなものは、組合員であるといふと関係ございせんので、当然にアウトサイダーは含まれるべきもので、かやうに考えておるわけでありまして。

○藤井委員 長々と答弁がありまして、ちよつと私もお答えの中心が……。一べん確認しておきたいのですが、そうすると、酒税確保という公的な性格を持つておる事業を、秩序ある新しい時代への変化に対応せしめる。そのためには、やはり本来的ならば特殊法人というやうなものでやるのが妥当である。しかし便宜上、全国組織を持つておる酒関係の中央会を利用して、これを便宜的に活用して給付金の交付事業を行なわしめる。したがつて、いわば中央会に対して特殊法人的な機能を与えてやる、だからアウトサイダーを規制するのめやむを得ない、こういうやうな御答弁なんです。○細見政府委員 一言に申せばそのとおりでございます。もともと中央会と申しますのは、酒税法によつて酒税の保全のためにいろいろな特殊な地

位が与えられておるものであり、その団体の構成員は酒造業者の大部分をカバーしておる、いわば公的な機関である。それに、この法律によりまして新たに振替給付金なり信用基金なり、いわば本来ならば特殊法人として行なうべきものでありますが、中央会自身が現在かなり公的な特別な機関であるということを考えまして、その中央会に新たにこの法律によってこれだけの権限を与え、この意味におきましては、いわば特殊法人的な性格を持たした、こういうことでございます。

○藤井委員 特殊法人的な性格を与えるためにこの特別措置を法的にやった、こういうことなんですね。

それで、先ほどのお話の中で私はもう一べん確認しておきたいもう一つの問題は、先ほどお話しのとおり、自主流通米制度の導入によって、従来いわば財産的価値を持った基準指数なるものが急激に価値が低落した。したがって、その基準指数なるものの財産的価値の低落という、こういう側面から考えると、これに対して補償してやるんだというふうな、こういう理解のしかたもできるのです。この問題については、やめていく人に対する見舞い金であるとか、あるいは残っている人間が、結局それだけシェアが広がるために利益を受けるというところからいえば、受益者分担金であるとか、いろいろなことも言えますね。だから、そういう問題に入る前に、私は念のために、基準指数なるものは一体どういう性格であるか、どういふ内容のものであるかというのを一べん、議論を進める上において、はっきりさせておきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 御承知のように、昭和十三年に、清酒業界におきましては生産規制を施行いたしましたわけでありまして、その生産規制の基礎となる製造石数をその直前の事業年度の製造石数にとつたわけですね。これがいわば基準指数の初めでございます。その後、もちろん原料米の不足というふうなことで、一時は実際の基準石数よりも製造石数が減るという事態も生じたが、昭和十五

年以後、この基準石数というものを前提として、米の統制という関係から米の割り当ての形でこの基準指数が利用されてまいりました。戦後も引き続き、食糧管理体制のもとにおいて、米穀の配給統制の手段としてこの実績石数が用いられたわけでございます。もちろん製造石数が変わってまいりましたために、これを指数化したしまして実績指数といたしまして、その指数を基礎にして米穀を割り当てて、それによって製造が行なわれるというシステムがとられたわけでありまして。

この基準指数につきましては、そのような意味では非常に固定的なものである。その間業界の変動がございました。そういうことを考えながら、将来の自由化に対処するために、基準指数だけでなく、それに相当な自由化部分を加えて、清酒の製造実態に近づけるべく操作を加えてまいりましたが、何と申しましたも米の割り当ての基礎になつたものは、この基準指数、昭和十三年に生産統制をいたしましたときに利用いたしました実績石数というものが基礎になつてでき上がったものであり、米穀を食糧管理法の規定に基づきまして需要者に割り当てる際の基準になるべき基礎指数である、かように考えていただきたいと思ひるのであります。

○藤井委員 そうすると何ですね、いわゆる統制です、統制して生産を規制する、その結果生まれてきた一つの、何といひますか、財産権的なものになつておる、事実は、したがって法律上保護された権利でも何でもありません。そのようなのは時代の流れとともにうたがひたかたのごとく消えていくということであつて、別に、そのようなものを持つておる、価値がなくなつたから特別にめんどろを見るというところは考えなくていいではないか。いわずや、今度はそれを救うために取りきめておる納付金を納めない者に対して営業を取り消すというふうなことは、きわめて行き過ぎであるというふうな見方もできるわけでございます。そういう意見もすでに当委員会が出されておる。これに対して一体どのような見解を持たれておるのか、ひとつ

再度長官からお答えを願ひたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 基準指数が財産権であるというところは、いわば社会学的にあり得るわけでございます。法律上の権利として基礎づけられたものでないことは御説のとおりでございます。ただ、御承知のとおり、一定の統制があればそこに反動的に一つの地位が生じます。その地位が財産的な取引の対象になり得るというところは、これは酒の業界だけでなく、あらゆるところに存在する事実でございます。もちろん、この権利的なものを擁護する、さういふ考え方はさらさらないのでございまして。というのには、先ほど申し上げましたように、できるだけ自由化をして、酒の製造の実態に近づけるという努力は、昭和三十三年以来、米の割り当てについていろいろとくふうをされてまいつたわけでございます。ただこれが、三十二年以来それだけの努力がされながらも、実際上なかなかそれが消え去らないというところに清酒製造業のむずかしさがあるわけでありまして、それが今回、自主流通米の採用ということによつて一挙に消滅するということになつたわけでありまして。私も、この消滅すること自体を一つの補償対象とするというふうな考え方はさらさらございしません。もしそうであるならば、全清酒業者に対して補償するという結果になるわけで、これはもう膨大な補償額に達する。これは本来補償すべき性質のものではないというところは、はつきり割り切つておるわけでございます。ことにこの実績、基準指数というものは、いまこそその何倍かの生産が行なわれておりますが、ある場合にはこの二分の一しか生産が行なえないという、逆に製造を規制したという面がかつてはあつたわけでありまして。この場合には、実は営業を制限しておつたという性質を持っております。これが時代の変遷とともに、あたかも、米の統制が消費者のためであつたのが生産者のための統制になつたというふうにいわれます。それと同じような経過をたどる面は私どもも認めますけれども、それだからといって、その財産権を、この際消滅したから

保護をはかるというところは全然考えておりません。今回の措置は、むしろ実際にさういふものが存在し、それが経済界の一つの生産の要因になつていたという事実、その生産の要因が消滅した場合に業界にどのような混乱が起るかということをお考え、その混乱によるはね返りにより、酒税の確保が危険になるという事実を認めまして、それに対応する措置をいかにしてとるかということから発足しているわけでございます。

その第一の点は、従来清酒業者が生産をいたします場合には、これは御承知のとおり、一時に原料米を仕入れる。その原料米がいわばコストの六〇%近くを占めるという状況でございますが、一年分の仕入れを一時に行なう。しかもそれを徐々に年間に回収するといふ業態でございます。そういう特殊な業態、一種の第一次産業的な性格を持った業態については、本来その資金の手当のための特殊な金融機関ができていたり、あるいは信用保証が行なわれていたりするのは御承知のとおりであります。そういう意味では、長らく酒造業界におきまして、清酒製造金庫というものをつくつてくれという要望がございました。しかし、たまたまこの清酒業界にさつき申しました基準指数が取引されておる。それで財産的権利があるという事実が認められたために、金融業者におきまして、この基準指数を担保として認め得るという立場から、これを担保として酒造資金の約半ばが供給されてまいつたわけでございます。そういう意味で特別な金融組織を必要としないということ、従来からこれを認めてこなかつたわけでありまして。これが一挙になつたといひます。すると、明らかに酒造資金の半ばに達する資金については、資金手当てをしなればならぬ。これにつきましては、たとえば農林漁業金融公庫というものがあつた意味で、酒造資金についても何らかの手当てが、制度金融があつてこれはしかるべきものだと思ひます。ことに、これが実はそのまゝ酒税として大宗を占めるという性質のものでございまして、これに対して何らかの

資金手当てを加えることはむしろ必要であらう。その手段としては、従来基準指数によつて担保されておりました部分について信用保証を行なうという事で代替すべきではないかというのが第一点でございます。

それから第二点といたしましては、基準指数がなくなつた結果、能力のあるものは幾らでも製造ができる。そのようになつてしまつて、現在かなり、昭和四十四年度直前におきましては、相当な持ち越し指数がございました業界といたしましては、酒の非常な生産の片寄り、部分的な生産過剰を生ずる。それにより弱小業者の乱売というやうな事態が起こつて、おそろく清酒業界には相当な混乱が起こるであらうという事は予測されるわけですね。他の業界は終戦後漸次統制が廃止されて、この二十五年度の間に、さういふ自由競争に、いわば年月をかけて耐えてきたわけでございます。これを一年で一挙にやるとなれば、この混乱はきつて大きいと思われまふ。その混乱を避けるためには、やはり一定の期間、暫予をもつて漸次的にこれを自由化する必要がある。そういう面でも、業界において五カ年間の期間を定め、その期間内に完全自由化をはかるという計画をいたした。しかしその計画を実施するためには、業界ぐるみの構造改善の努力が必要であるという事になつたわけでございます。その際に、もちろん業界としては、清酒全体の需要量が減るわけではない。そういう意味では、いわゆる企業整備的な意味はございませんが、その間に体質改善をはかれば、当然いままの業態では存立し得ない業者が出てくる。しかしそれが乱売等によつて酒造業界を混乱におとしめないためには、その業者がいわば平穩裏に転換業を遂げるという事が構造改善の中で行なわれなければならぬ。その場合に、それを容易にするためには、結局において総体の需要量が減らないとすれば、残存業者はそれだけの利益を受ける、その中から共助的に、これを一つのインシアティブとして、共助金によつて遂行していこうという考え方をとつてま

いつたわけでありまふ。そういう意味では、このことによりまして、現在免許業として生産を規制されております清酒業界、その免許業者相互間における大混乱を防ぐという意味におきましては、酒税確保の本来の意味における免許のいわば思想と同じ形でこの転換が行なわれると考えるを得ないわけでありまふ。そういう意味では、この転換に關する費用というものを、觀念的には政府が行なつてもいいのではないかと、いろいろ考え方もございますけれども、さつきも申し上げましたやうに、生産数量そのものは減らないという事でございまして、これを國民の税金でやるといふことは不当である。したがつて、公的な意味は十分持たれるけれども、政府として資金を提出することはできない。したがつて政府としては、この業界が行なつておられる構造改善を、いわば酒税保全の立場からバックアップをして、法制的な立場でこれを基礎づけてやろうというものが、今回の法律案の第二の意味でございます。

○藤井委員 非常に答弁をいろいろの面からしていただいた。私が次に質問しようと思つた問題までお答えを願つたわけでありまふ。質問が能率的に進んでいいと思うのですけれども、ひとつ御答弁を確認する意味において申し上げますが、基準指数というものの性格、これは法律的に何をも保障されたものでもない。しかし實際、現実的な経済の動きの結果、確かにこれは担保価値を持ち、しかも譲渡性を持つて今日まで扱われてきておつた。酒の事業の特殊性からいつて、本来ならば政府が特別にこの資金制度、農林漁業金融公庫のやうなものをつくつていくべきものであつたけれども、便宜的にとりあへずそれでやらしておつた。そのやうな過去のやり方、これは筋道からいいていろいろ問題があると思うのだけれども、そういう結果になつておつた業界でもあり、しかもこれが自主流通米制度になつて急激に野放しにしてしまつて大混乱を起こす。しかも酒税確保というきつめて公共性のある手である。こういうことを考えると、今度の措置というものは特別措置

によつてこれが推移を円滑にやつていこうという、こういうお答えと心得ていいのではないかと、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○細見政府委員 そのとおりでございます。

○藤井委員 そこで、私は今度の問題を第九条にしまつてもう少し具体的にお尋ねをし、確認をしたいと思つておりますが、給付金ですね、これをやめていく人は、あるいはまた納付金を残る人は中央会に納める。こういうことになつておりますが、これは、いまお話を聞くと、国が補助まで出す必要はない、仕事が生ずるのであつて、なくなる事業とは違ふから。本来ならば補助金でも出していいくらいな公的なものではあるという御説明であります。だからしたがつて、補助金がなくて、業界の自主的な拠出金ですね、いわば会費のやうなもの、こういうもので、そこには、いろいろお話がございましたやうに、共助金である性格とか、あるいはまた公共性の強い分担金であるとか、残つた者はそれだけシェアが広がるのであるから受益者分担金であるとか、いろいろの説明が先ほどなされたけれども、一体そういうふうな自主的な負担金であるものを、もし納付しない場合には大臣が納付命令を出す、こゝまでくらは一応一つのものの運び方としていいとして、もしそれを納付しない場合には免許を取り消すという、こういうことが第九条二項に書いてあります。これはいささか行き過ぎではないか。特にまたその取り扱い方について「酒税法第十二条の規定の適用については、酒税に係る滞納処分を受けた者とみなす。」というふうな表現までされておるわけでございます。こういう問題について、一体これが行き過ぎであるかどうか確認をしておきたい。当局の御答弁を願ひたい。

○細見政府委員 この法律をつくりましますにあたりまして、実は第九条が一番悩んだところでございまして、いま長官からも申しましたやうに、この納付金あるいは給付金というものは、本来むしろ非常

常に公的な性格を持つておる金銭であるわけでありまふ。したがつて、第七条にもございまして、公共性の強い分担金としておるわけであるという事を担保いたしますために、第七条におきまして、この金額は、まず政令で定めるところによつて大蔵大臣の認可を受けなければならぬという事、しかもその最高限はこの法律によりまして政令で定めるところに第二項でいたしておるわけでありまふ。そういう意味におきまして、この分担金というものは非常に公的なものであり、またこうすることが秩序ある競争關係に入つていくためにどうしても必要だということでありまふ。

この分担金のやうなものを、ある特定の人たちが払うのはいまだというやうな事、あるいはそれが一人二人でなくてかなり多数の方が、自分たちはどうせ生き残るのだから払うのはいまだというやうな感じのことになつたのでは、業界をあげての秩序ある競争へ持つていくという本制度がいわば無にされるわけでありまして、このきつめた納付金というものは何らかの形で強制的にも徴収できるといふことをうたいだつたわけでありまふ。そこで「強制徴収の方法による」という書き方も一つの立法論であります。その場合は、この中央会のようないわば任意の団体ではなくて、先ほどもお話ししましたやうに、特別法人にしなければならぬという問題、それからまた、この納付金を国のものとして振りかえて、税務署で徴収するといふやうな考え方もあるわけでありまふが、金額の算定その他につきましては、業界の事情によりいろいろ考へていかなければならぬ必要もありまふので、それを税務署の徴収といふことにもいささか問題があるやう。そこで、業界団体自治の精神を生かしながら、最終的には公共性の強さというものを法律によつて担保するのはこの方法がよからうという事でいたしたわけでありまふ。この点につきましては、私どもももちろんであります。ここにきております法制局において非

常に綿密に検討を願っておりますので、なお要すれば法制局からお聞き願いたいと思います。

○藤井委員 確かにいまお話しのように、ここにかりに納付金を自発的に納めない者が発生した場合に、それに対して何らかの有効な措置を講ずることができなければ、これはアリの穴から全体の制度がぐずれてしまふという、こういうことで、何とかそこら辺で私はそれを差しとめるさささといふものが必要なことはよくわかるのです。いまお話しのように、酒の場合は、よく素朴な意見として、百姓が、おれのつくった米だから自分でつくらせたいというところを、あの終戦当時聞かされたものですね。ところがそうはいかぬ。酒はアルコール分を含んでおり、未成年者には飲まされたいという特殊なものでもある、あるいはまた酒税確保のためのいわゆる財政物資である、こういう特殊性から特別に免許制度をやっているのだという、こういうことで、農家の方が酒の不足のときにも、まかりならぬ、ブドウ酒もまかりならぬという議論もかつてあったことを思い起こすのです。そういうことを考えると、酒屋さんには特別な権利が与えられておると、こういうことにもなる。その特別の権利を与えられているものが時代の変化に即応して、業界全体が秩序ある推移をして、公的なこのいわゆる税金を納めるという方向に持っていくためには、そこに規制を考へなければならぬことはよくわかるわけでございますけれども、一体、自発的な会費である、それを急に公権を発動して税金と同じような滞納処分をするという取り扱いというものは、実際必要性はわかるのだけれども、何だか木に竹をついだような感じがするわけでありまして、そこで法制局にお尋ねをいたします。こういうふうなことを踏まえてひとつ御答弁を願いたい。

○荒井政府委員 今回のこの転換給付金事業というものが、いままで説明ありましたように、清酒業界の秩序の安定をはかり、ひいて酒税の保全に資するのだという目的であるといえますと、その給付金事業を行なうための納付金の確保ということが絶対に必要になるわけでございます。その徴収の確保をはかる方法としまして、中央会自身に自力執行を認める、まあ強制徴収権でございますけれども、そういうことも一つの方法としては考えられるわけでございますが、現在国税滞納処分の例により徴収することができるといふ、いわば強制徴収の権限が認められておりますのは、国、地方公共団体あるいは土地改良区というふうな、いわゆる公法人というたぐいのもの、あるいは国がその出資をし特別の監督をしているいわゆる特殊法人というものの、公共性の強い、いわば国の分身あるいは代行機関と考えられるような機関の場合には滞納処分の例により強制徴収をすることを認めているわけでございます。それに対しては、酒税の保全に關する事業に協力するというようなことが、公共性は持つておりますけれども、本質的には同業者で構成するところの加入、脱退自由の団体である。その同業者で構成され、同業者によって役員等が選ばれているという団体で、国税滞納処分の例によって会費なり賦課金というものを取ることを認めている立法例が現にないわけでございます。

それはどういふわけでないのだからかといえますと、滞納処分の例によって強制徴収することを認めるというものは、それだけ公法人ないしは国の身分あるいは代行機関と考えられるような公的な色彩が非常に強くて、その従業員といふよりも、役員、職員といふようなものは公務員とみなされるようなものでなければならぬ。刑法その他の罰則の適用については公務員とみなすというものが、強制徴収を認められる特殊法人等の場合には、同業者と同じように、贈収賄等については三年以下の懲役とするというふうなこともありますし、同業者から選ばれたところの役員が、かりに滞納処分に行つて他の同業者の営業用財産を差し押さる、それによつて営業上の秘密を知るかもしれない。その同業者から選定され、選ばれて組織されているような団体の役員といふものが、その同業者のところへ行つて強制的に公権力の行使をするというふうなことはいかにもふさわしくない、それは法律論としても実体論としてもふさわしくない。公務員とみなして刑法その他罰則を適用するとか、あるいは守秘義務、秘密を漏らし、密用した場合に何年以下の懲役に処すといふようなことを書いて、国の機関と同様なものであるといふふうに、同業者で構成される団体について構成していくといふことは、この酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の基本的な構成といふものからいって非常に問題があるといふこととございまして、従来の立法の例を見てもそういうものはないといふこととございまして、法案の七条五項にもありますように、納付金の算定については行政不服審査法の規定により審査請求することができるといふことで、公的な色彩があるものではないかといふことをうたつていふわけでございますけれども、それに対して、この転換給付金の事業といふものの公共性を認め、それによつて最終的に酒税の保全をはからなければならぬところの大蔵大臣としては、側面的にそこでバックアップするといふわけですが、納付命令を出すという構成に九条の一項はなつておるわけでございます。その点は、酒類業組合法の八十四条の第二項あるいは第三項の場合を見ますと、それもやはり酒税の保全というためにどうしてもやむを得ないといふ場合には、大蔵大臣がアウトサイダーを含むところの酒類製造業者あるいは販売業者といふものに対して規制命令を出すことができるというところになつていふわけでございます。この法案の九条一項で考へていふところの納付命令といふものは、これは酒類業組合法の八十四条の第二項あるいは第三項でいふところの規制命令に本質的には該当するものであるといふふうに考えられているわけでございます。

その場合に、酒類業組合法の九十六条第一号といふ規定を見ますと、八十四条の第二項、第三項の規制命令に違反した、いわば主務大臣の命令に服従しないという場合には三年以下の懲役または二十万円以下の罰金に処するといふことが書かれているわけでございます。そしてその結果どうなるかという点を酒税法の規定にはね返つて見ますと、酒税法の第十条の第七号、八号の規定で、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられたという場合には免許の要件に該当しない、あるいは禁錮以上の刑に処せられたという場合には該当しない。そしてそれは十二条の第二号の規定により、酒類の製造免許を取り消す事由になつていふこととございまして、すなわち酒類業組合法の八十四条第二項あるいは第三項のアウトサイダーを含むところの規制命令といふものに違反した場合におきましては、それはその罰則の適用というもので担保され、そしてそれは免許の取り消しというか、免許の制度によつても担保されているという形であるわけでございます。

そういふふうに、免許制度一般につきまして、その免許を受けた業者、まあ、それは免許によつてある意味では反射的な保護も受けているわけでございますけれども、そういう業者が法令に違反したあるいは法令の規定に基づく主務大臣の命令に違反したという場合には、一般的に罰則で担保をする。そして、免許あるいは許可の取り消しという形で担保しているのが、むしろ法制としては一般的であるわけでございます。

また、両方とも同じ法律で規定しているといふものも多いわけでございます。たとえば、大蔵省所管の法律で申し上げますと、銀行法の二十三条は、主務大臣の命令に対して違反した場合には、免許の取り消し事由になるというところを書いて、それを、相互銀行法二十条、長期信用銀行法十七条あるいは外国為替銀行法、信用金庫法等で準用しておりますし、信託業法十九条でありますとか、保険業法の十二条でありますとか、あるいは証券取引法の三十五条でありますとか、こういう

ような法令は、その法令の規定に違反した、あるいは法令の規定に基づく主務大臣の命令に違反したという場合には免許取り消しにつながるということによって、主務大臣の命令を失効せしめるというように担保しているわけでございます。

他の所管の法令で申し上げても、たとえば、電気事業法の第十五条第二項でありますとか、ガス事業法の第十四条第二項でありますとか、そういうものは、その法律命令あるいはその法律に基づく主務大臣の処分というものは違反した場合には許可の取り消しをする。たとえば、東京電力が電気事業法施行規則に違反したという場合にも、それは、それによって公共の利益を阻害すると認められる場合は許可の取り消しというものが規定されているわけでございます。その他、航空法の百十九条でございますとか、海上運送法の十六条でございますとか、道路運送法四十三条、地方鉄道法の三十七条、あるいは薬事法の七十五条でございますとか、あるいは中央卸売市場法の十八条でございますとか、いろいろな規定が例としてはございます。

そうして、こういう納付金の事業につきまして、たとえば石炭鉱害賠償等臨時措置法では、石炭鉱害事業団に対してその鉱害賠償に充てるための納付金あるいは積み立て金の納付義務を、第九条とか附則の第十項というところで規定しておりますけれども、そういう納付金に充てるべきものを納付しなかった場合には鉱業権の取り消しをするという規定もございまして、

そのほか、たとえば、先ほど藤井先生が会費というふうなこともおっしゃいましたけれども、会費について見ますと、税理士法、弁護士法あるいは土地家屋調査士法というものは強制加入になっている。そうして、会則を守らなければならぬというところが法律に書かれております。その会則の中には会費の徴収に関することというふうなことも定められることになっておる。その会費を納めないということは、したがって会則を順守しなければならぬという規定に違反するわけでございます。

けれども、そういう場合には、業務停止であるとか、登録の取り消しであるとかあるいは除名というふうな方法によって最終的には担保をするという仕組みになっているわけでございます。例をあげるといふことでございまして、申し上げます、そういうことでございまして。

〔発言する者あり〕

○毛利委員長 関連質問を許します。春日一幸君。○春日委員 いま、法制局が、他の立法例はこういうことであると長々と述べられましたけれども、それらはいずれも法律に基づく大臣命令です。その大臣が命令を発する法律というものは、この国会において国民の代表者が十分に審議して議決され、法律として制定された、それに基いて大臣が国家権力を行使する、大臣命令を発する。法律に基いての大臣命令である。

ところが、今度の会費を納める納めないという問題についての大臣命令は、ものを碎いて言うならば、これは近代化計画に基づくところの賦課金ですから、その近代化計画なるものはどういふものであるかといふは、酒屋のどんな衆が集まって、こうしたほうがいいと思うと寄って寄り協議して、そうしてこれを大臣に申請するわけだ。そうすると、大臣がこれをいろいろと検討して、これならばまあよろしかろうということ、で認可したものだ、実際は、結局はその業者同士が自分たちの利益のために、しかし公共的性格というものを念頭に置いて申請したものを、大臣がまあまあとこれを認めて、認可してやっただけのことなのでございまして、したがってその近代化計画というもののについては、国会というものは全然そこに参加することはできないのである。現実の問題として、可否を論ずることも批判することもできないのである。そういうものに対して、員外者に向かつて、すなわちその近代化計画の賦課金を支払うべき旨、大臣が命令を発する、こういう場合なんだけれども、さらに、そういうことが公共の利益に沿うし、この法律の効果、機能を確保するために大臣命令を発し得るとしても、それ

に従わない場合に、これを税金と同じような価値判断をして、差し押え、競売する、あるいはまた免許取り消しに通ずる、こういうような事柄は、これは理事会なんかで論じられておるうちに、はなはだしく論理が飛躍するといわざるを得ない、現実の問題として、まるで、交通違反をやった、そいつを死刑にするというふうな、はなはだもつてとつて法の構成といわなければなりません。私は、大臣命令を発することはできるとして、その大臣命令に従わない場合における主権者国民の処遇というものを、それをいさなり、免許取り消しをしてしまふとか、あるいは国民の財産権をなはだしく拘束する、こういうような機能を大臣命令そのものの中に与えるということについては、憲法上大きな疑義があると思う。憲法においては、二十二条に職業選択自由の原則がありま

すね。そしてまた二十九条には財産権不可侵の原則というものがあつた。それを拘束する場合に、税法の場合でもその他の場合でも、国会の議決、法律によらなければならぬ。法律による場合、たとえば税法のような場合は、まず、慣例として、大蔵大臣が税制調査会に諮問を発し、その答申を待って法案をつくる。そうして国会にかけ、ここで論議をして、衆参両院の賛成を得て成立して初めて財産権を拘束することができると。ところが、今度の賦課金なんというものは、酒屋のどんな衆が集まって、いよいよこれは自由になつてしまつた。商売をやれなくなるから、これは近代化せんからぬ。そうして頭数を減らさんからぬから、やめたいやつはやめろ。やめるやつにはこれだけ金を出せ。出すにはみんなが持ち寄りなければならぬからと言つて、みんなが寄り寄り協議して案をつくり、そいつを国会にも国民にも関係なく大臣が認可して、そうして納めてくれと言つたところが、相手は納めぬ。納めぬときには大臣に要請して、大臣命令の発動を求めんが、そこまでは立法例としてもあるいは政策論としてもエクスキューズがあり得るとしても、納めぬ者に向かつて免許を取り消したりあるいは強制徴税権を

発動するといふことは、これは何としてもあまりにとつて過ぎると思ふんだ。たとえば酒税滞納処分の例によるとか、あるいは大臣の規制命令に対して服従しない場合とか、罰金を受けた場合は免許取り消しに通ずるなんて言われるけれども、そういうときにはことごとく立法例は、大臣命令を発するときは、法律に基いてのみ命令を発し得るんだ。行政府といふものは法律に基づかずして行政行為は行なえない。ところが大臣命令の中身になるところの近代化計画というものは、こんなものは業者団体の内輪の申し合せなんだ。こりしたら適当競争が防止もできるし、やつていけるから、こういうことなんでございまして。だから、この問題は、いま法制局が他の立法例をちやうと述べられたけれども、それらの立法例とこれとは全然異質のものだ。義経と向こうずねのやうに、やかんとてんかんのやうに、縁もゆかりもないものだ。こういう詭弁を法制局の代表が權威ある大蔵委員会において論ずるにおいては、まことに研究不足のそしりを免れないと思う。強く警告を発しておきます。

○荒井政府委員 いま憲法論も出ましたのでお答えを申し上げますと、憲法上の国民の自由権の保障といふものは、御承知のとおり、公共の福祉とのかね合ひの問題でございまして、その公共の福祉の政策的判断は大蔵大臣なり国会がされるということでございますが、いままでの説明によりまして、この清酒業界の秩序の安定をはかり、ひいては酒税の保全に資するといふことが言われておりますので、そういう点が公共の福祉であると考えられますと、憲法二十九条といふものも、財産権の内容といふものは公共の福祉に適合するやうに定めてございまして、こういう納付金というものの、それが公共の福祉に適合するものであるという限りにおいては、別に憲法に違反するといふやうなことはないわけでございます。

○春日委員 その点を明らかにしておきたいと思ふ。なるほど、これが公共の福祉に適合するかどうかという問題を、實際問題としていまわれわれ

は論じておるのです。その問題を、いまこの法律を通すか通さないかというこの場面において、そこに力点を置いてわれわれはここに論じておる。公共の福祉というものはどういふものであるか。国民の財産権を拘束するとか、あるいは営業権、職業選択自由の原則というのがあるにもかかわらず、免許を受けてきちっと酒税法に基づいて酒の製造をやっておるものが、今度の近代化計画の分担保金を納めなかったからといってこれが免許を取り消される、こういうことになるからたいへんなことなんだ。言うならば死刑に処するようなものですね。酒の製造家にとつて免許を取り消されるということは、死刑に処せられるような極刑なんだと云います。そういうような大きな国民の基本的な権利というものを国の力によって拘束するときは、すなわち公共の福祉というものとこの調整計画というものをにらみ合わせて、ほんとうにそのことがなければ公共の福祉が阻害されるかどうかという、この弁論ですね。これが私は重要なポイントだと思う。ときに財産権を侵害しておるんだ。けれども私は、そういうものは、ほんとうにそのことがなければわが日本国の国家存立の基礎を危うくするとか、あるいは国民経済の混乱におとしれるとか、酒税の徴収を皆無におとしれるとか、そういうような事実弁論というものをお互いが何と見るかということになるのでございいます。

私は、いま藤井君の質問にも述べられておりましたけれども、実際はこの基準指数というものは、いま国税庁長官も述べられたけれども、これは酒造対策、酒の製造対策としてこの基準指数というものが与えられたものではない、これは食糧管理対策として与えられたものであるという点から考えて、ここに自由化されたということ、酒の製造家にとつてはむしろこれは自由化された。すなわち、われわれを縛っておった鎖の一つが解き放された。手かせ足かせの中のそういう

大きな鎖が取りはずされたんだ。われわれは今後資本主義経済、自由経済の原則の上に立って、自由にして公正なる競争の原則の上に立って、いろいろと手足を伸ばしてやれるという体制になったのであって、これを被害的の受けとめるべきものではなくして、われわれはこれはプラス要因が加わったんだという認識で取り組むべきだと思う。しかし、現実には当面していろいろと問題がある。その問題を解決するためにこそ、昨年の八月あのような生産調整という自主規制、みんながむやみやたらに製造することのできざるよう自主規制の計画が立てられて、これが酒税法に基づいて大臣の認可を得て、みんながむやみやたらに製造することのできないような体制がもうすでに確立されておるのである。

そういうことで、したがって、いま関連質問として申しました、他の立法例があるからということだが、これは酒屋さんたちが相談をして、大臣がまあこれならよろうと云うて、極端なことをいえば、ざつとばらんに、めくらうのみに、ではないにしても、若干のチェックがされたとしても、実際はその組合が自分たちの利益をはかるためにつくった案を、その組合と関係のない員外者に向かって拘束力を与える、こういうようなことは明らかに憲法違反である。どうかひとつこの点については深甚なる反省を願って、後日問題を残さないようにしてもらいたい。現在は組合員外者はわずかに一軒だといわれております。しかし、この分担保金が過大であり、あるいは交付金が僅少である場合は、私はいやだといつてこの組合から脱退する者が将来相当できるかもしれない。いまは一軒のものが三十軒、五十軒、百軒にふえていくかもしれない。さすれば、そういうものに向かつてどんどんとどこどこと大臣命令が発せられて、免許が取り消されたりあるいは強制徴収の手段が講ぜられたりすれば、もしそれ、それらの連中が憲法違反だといつてその救済を求め、裁判をする。そのとき、もしもその裁判所の判決が、この二十九条と二十二条との関係において本人の救

済申し立てを認めた判決がおりたとき、この法律は全部無効になる。そのときは、わが立法院の責任は非常に重くなってくるのである。私はこのことをよくお考えを願いたいと思う。この間私は高木審判官にも質問をいたしましたのでありますが、一昨年の国会において、あの社労の委員会において美容師法が非常に唐突の間に成立された。すなわち、国家試験を受けて現に営業をしておる者が、管理美容師を置くのでなければ営業権が剥奪されるという形になった。法律に基づいて営業しておる者が新しい法律によって営業が禁止される、ばかんなことあるかといつて、いま行政裁判が何千件と起こされております。後日このような紛争を起すことのないよう、この立法の時点において完べきを期すべきであるというのがわれわれの所論である。こういう意味でひとつ十分の御検討を願っておきたい。

○藤井委員 ただいま法制局から具体的な立法の実例をあげられて御答弁されました。私はいろいろな面において非常に参考になったと思ひます。同時に、野党の論客である春日委員から関連質問をしていただきました。春日委員の組織論的御見解、これまた明快に了解ができました。まことにありがたうと思つておられますが、あと、また論客がそろつておられますので、このような問題については私、一応これで、相当時間が経過いたしましたので切上げまして、一、二具体的な問題について、これは大臣にひとつ御見解を承りたいと思ひるのであります。

日本酒造組合が行なうところの信用保証、転換給付金支給の業務運営上の基本的な問題についてお尋ねをいたしたいのですが、第一点は、信用保証基金と保証限度の限界についてでございます。このたびの信用基金というものは、政府の交付金が七億、業界の拠出金が七億、合計十四億で、保証限度四百二十億ということになれば、保証倍率は三十倍ということになるわけですね。ところが従来、林業信用基金とかあるいは繊維工業構造改善事業協会の保証倍率は十倍になっておるわけでご

ざいまして、特にこの清酒業界は長年販売統制を行なつて、資本蓄積がきつめて少ないと一般にいわれておる。同時に今度自主流通米制度が導入をされまして、いわゆる造石権なるものの価値が暴落をしたという、そういう点から担保力が全く薄れてきておる。このような背景、同時に過去の実績において、酒をつくる資金は大体千二百億円くらいといつておるのです。そのうち半額の六百億円というのは酒造組合が保証して借りておつた、こういうことを考えますと、私はこの保証倍率三十倍というのは非常に無理がある。したがってこれを薄めるためには、政府が債務保証を円滑に行なわしむるためには、やはり拠出金をまだまだふやさなければならぬと思ひます。七億ばかりではどうにもならない。したがって必要資金を、今後どうしてもこれが円滑な運営をするために、基礎固めのために、政府は拠出をすべきであるというふうな考えをしておりますが、これに対して大蔵大臣はいかなる御見解でしょうか。

○福田国務大臣 ただいまの保証限度に対する政府の助成、これにつきましては全く私も同意見であります。すなわち来年度におきましてはさらに七億円の助成が必要ではあるまいか、さういふふうに考えております。いずれ来年度予算編成に関連いたしまして御審議いただきたい、かように思つております。

○藤井委員 ことし七億だからまた来年度七億という、七億にはあまり拘泥をされしないで、七億以上ということまでひとつ御答弁を承つておきたい、こういうふうな思ひます。次は、転換給付金支給業務に關してであります。が、案によりますと、昭和四十五年から四十八年の四カ年間に転換業者を六百三十名と押えて、給付金が二十八億六千万円、その半額十四億三千万円は業界からの納付金、そして残額は中央会の借り入れ金に依存しておるといふ、こういう案になつておると承つております。ところがどれだけ転換業者のかといふのはやつてみなければわからない。私はやはり最悪の事態に対処して手当て

をしておく必要があるという、こういう点からいいますと、もし六百三十業者以上になった場合、これは運営が行き詰まってしまう、こういう心配があるわけでございまして、もともこれには、本来ならば、私は、この業界が借り入れ金でやる分だけぐらいい国が出していいくらいに思っておったのです。ところが先ほどお話を聞いてみると、業界ではまだシェアは伸びてくる、こういうことから、政府から金を出すまでの必要はなからう、業界で運営をしてやたらよからう、こういうことだから、それもさうだろう、こういうふうにしておりまうけれども、問題は六百三十者以上になるといふようなことを想定いたしますと、これは制度の運営が行き詰まる心配がありますが、こういう場合一体政府は、せつかくの制度をつくる、その趣旨を貫徹する意味におきまして、そういう事態に対してはどのような心がまえをしておられるか、大蔵大臣の所見を承りたい。

○福田国務大臣 今度の制度は非常に公益性の高い使命を持つておるわけであります。そういうふうなことでこの制度が行き詰まるというふうなことがあつてはこれはいへんというふうに理解をいたしておるわけであります。ただいまのところでは行き詰まるというふうなことは考えておりませんけれども、もしこの構想が行き詰まりを生ずるといふようなことがあれば、これはたいへんなことであるので、その際におきましてはその際としていたしまして適当な措置を講じなければならぬ、さうな考えであります。

○藤井委員 これは問題が少し事務的になりますから、これは銀行局関係ではありますけれども、一応担当の国税庁長官から、またもう一つは主税局長からお伺いしておきたいのですが、貸し付けについていわゆる保証料を取りますか、これはもとと酒造組合が組合員に対する債務保証をやるわけですね。一般不特定の債務保証ではないわけですね。したがって原則として、私は、保証料は取るべきではないという考えを持っておる。それだけ

一般のお酒をつくる酒造資金が金利プラス保証料と高くなるわけですから。その保証料は年七分二厘ですか、これはいわゆる転換給付金の財源に充てがうというえらいやりくり算段をされての考えのようでありまうけれども、もとも、もし借り入れ金の債務者が弁済を怠る場合には中央会が代位弁済を運搬なくやるとなっておりますから、貸したほうの金融機関は何も腹を痛めないということでもありますので、この保証料金については、一般からいへば七分二厘というのは低いとは私承知しておりますけれども、これはもつとも引き下げるべきだといふふうに思います。この点について今後の努力をされる御用意があるか、長官にお伺いをいたしたい。

○古園(二)政府委員 信用保証料を取るべきか取らざるべきかという問題についてはいろいろ議論がございまして、国の補助金によって保証を行なうという形をとっておりますものは、いずれにしても信用保証料を取っておるわけです。その中で比較的安い信用保証料でやっておりますというところでいたしておりますが、さらに余裕が出てくれば、将来はもちろんこれを引き下げていくべきだと思ひます。

なお、コストにどれだけね返るかという問題でございまして、この信用保証は、先ほど御指摘のありましたように、もし債務弁済不能になれば直ちに代位弁済が行なわれるという性質のものでございまして、地方銀行等という折衝いたしておりますけれども、一般に自分の財産を担保にして貸し付ける場合よりも貸し付けの利息がやや低目になるといふ見込みでございまして、そういう意味では、貸し付け利息と信用保証料の見合ひでまいると、必ずしもコスト増増を総体としては来たさなといふ見込みもございまして、そういう点で、むしろ現在予想しております信用保証料が当面非常に過重ではない、かように思ひますし、将来事業が進展をいたしました際には、これはおのの業界から払い込まれた信用保証料であり、またその基金の運用によって得た蓄積であ

るとすれば、当然その余裕が出てくれば引き下げてもしかるべきものだと思います。将来の形としては、余裕が生ずるに依りて引き下げていくべきものである、かように考えております。

○藤井委員 最後に希望意見を申し述べて、別に御答弁は要りません。

大蔵大臣並びに主税局長にお願いをいたしていただきたいことがございまして。これは素朴な国民の気持ちで、どうしても割り切れない問題の一つとして私は常時頭から離れないのですが、すなわち、今度転換業者に給付金をやります。所得税法のたてまえからいいますと、所得のあるところ課税するといふたてまえになっております。したがって、いわゆる所得税、法人税というものが、給付金を受けた個人並びに会社に今度かかるわけですね。これに対して私は、酒の今度の場合、何千年——何千年というわけでもないが、何百年、何千年と続いて、最後にいわばせんべつが出るわけですね。そのせんべつに政府が手をつけるというのは、これはどう考えても人情的にみみちい考えだといふふうに思ふ。これをやると次に波及するといふ心配もあるわけですが、いいところは波及させたいと思ふ。だから、ある程度こういう政府の施策によつて出る金について、せんべつに政府が手をつけるなどというふうなことはせぬで、この経済成長の段階において、法人税はちよつと上げましたけれども、減税をしていくわけですから、これは一ぺん一考あつてしかるべきではないか。特に今度の清酒業界の大変革に沿つて国も提出し、とにかくいろいろやつていくわけですから、これに対しては人間性のある、素朴な国民の理解できるような行政運営をひとつやつていただきたい。これは希望意見として申し述べて、質問を終わりたいと思ひます。

○毛利委員 堀島雄君。

○堀島委員 清酒製造業の安定に関する特別措置法案という議題でありますけれども、大臣、清酒製造業は現在は一応安定しておると思われまうか、安定していいと思われまうか。

○福田国務大臣 安定しておらぬと思ひます。

○堀委員 どういう点が現在安定していないのでしょうか。

○福田国務大臣 零細の清酒業者があまりに多い、つまり過当競争、そういう状態、これが一番安定していない原因である、かように考えております。

○堀委員 私は、現在が安定していないというのは、これはなかなかたいへんなことだと思ひます。私は、一応安定しておると思ひます。なぜかといへば、一応安定しておるから、酒税は確実にほとんど一〇〇%取れておるのじゃないか。ですから、私はその安定というものを、法律的にこの大蔵委員会でも考える場合には、少なくとも酒税が一〇〇%取納されて、ほぼそつたいして滞納がないという状態は、これが安定していないのならたいへんなことだと思ひます。この法律といふものは、主として公共の福祉につながるのとは一体どこでつながるかといへば、酒税との関連においてつながる以外には私はないところはないと思つておる。その酒税との関係においてつながるところが一〇〇%ほとんど取れて、徴税コストもきつめて安い。最も安い徴税コストによるという状態になっておるときに、いま大臣が、なおかつ安定していない、こつ言われるのは、これは私は非常に重要な発言だと思ひます。

ちよつと事務局に聞きますが、あなた方は事務的見解として、一体現在の清酒業界は酒税を取納する立場からして安定しておるのか、安定していないのか。

○中橋説明員 現在の清酒業界の事情を酒税の立場から申しまして、私は不安定な状態になっておると思ひます。いま幸いに、酒税について滞納ということが各所で起こつておるという事態はございせんけれども、それを担保しておりますのは、実は昨年から認めていただきました生産規制が大いに働いておると思ひます。これによりまして清酒業界はいまかろうじて安定という状

態を保つておる。本質は不安定の要素を多分に蔵しておるといふに考へます。

○堀委員 私、ただ、清酒業界は安定しておるかどうかと、実は大臣に伺つたのです。間税部長のいまの答弁では、不安定な要素がある、こういうことですか。不安定な要素があるけれども、しかし安定しているのじゃないですか。もし安定していなければ、酒税法その他の法律に基づいて処置が行なわれないければならぬ、そういう酒税の徴収その他のおそれがある場合、さつきおちの答弁で、酒税法四十二条に於いておられるわけですが、安定しないということ、おそれがあるというのなら、当然酒税法四十二条が発令されておらなければならぬと思ふのだけれども、それが発令されていない。ただ四十二条に基づいて規制しておる。だから私はいま安定しておるかどうかと云つたので、規制の中においては安定しておる、こういうことじゃないですか。そういうふう

に私は理解しておるのである、安定していないというわけではない。どうですか、いまあなたに云つたように、規制がなければ不安定な状態になつておるかもしれない。だから大蔵大臣も規制を認めておるわけだ。規制をしてはおかつか不安定だと私は思つていないのですか、どうですか。

○中橋説明員 いまの堀委員のおつしやるとおりでございまして、不安定で酒税の納付が非常に不安定になるおそれがあるからこそ、昨年公取の同意を得まして生産規制が認められておるわけでございます。それをいま実は不安定の要素というふうに言つておられますので、やはりこういう不安定の事情があるからこそ四十二条が発動されておるのです。

○堀委員 発動した結果不安定だということですか。発動したけれども不安定だから安定にするというのですか。いまやはり不安定なんですか。

○中橋説明員 生産規制がありますので、幸いにして現在は酒税の確保ができておるといふことであります。

○堀委員 大臣、ひとつそういうふうに清酒業界

の安定の問題を理解をしていただいておきたいと思ふのです。ですから、私は、現在規制を行なつておることはやむを得ないと思つております。やむを得ないが、そういうふうによらざるを得ない過去からの沿革がある。だから、そういう意味で、現状は安定していると思ふ認識しておるわけですが、ただ、そうすると先へいって不安定になるおそれがあるという問題は、御承知のように、現在の自主規制は、これは四十八年と、終わりは限つてあります。私はこの前、前の公正取引委員長においでいただいたこの論議をしたわけですが、現在この自主規制なるものに対する公正取引委員会の態度は、一年という認可であつて、五年間という計画に基づいて認可しておるわけではない。一年ごとにそのつど認可するといふふうにしておりまして、それはそれでいいと私は考へておるわけです。

そこで、これは少し背景の問題について触れておきたいと思ひますけれども、今度の転換給付金が昭和四十五年度は四万円ということになつておるといふふうにはこの前答弁がありました。一体この四万円の算出の基礎は何か、事務当局からお答えいただきたいと思います。

○中橋説明員 給付金を一体幾らにすべきかというところは現在検討中でございますけれども、おつしやいましたように、現在の大体の考へ方は、原規制数量一キロリットル当たり一年一万円という計算にならうかと思ひます。その算定の基礎は、従来の清酒製造業におきまますところの実態調査なり、あるいはかつて私どもが基準価格などを算定いたしましたおりましたときの資料、あるいはおけ売りをしましたものについでかつて調べました資料から検討いたしますと、当時でございましてから少し古うございすけれども、年間の原規制数量一キロリットルに当たりまますものについての利益といふものが、当時で一万二千円をやや上回つておつた数字が三つとも出ております。ただ現在、先ほど来御議論がございましたように、非常に不安定な要因を含んでおりまして、かなりそれより

は利益は減つておると思ひます。それからまた給付金としまして完全にそれをまかなうといふ必要もないわけでございますので、それでまゐるまゐして一万円というふうには算定をしたわけでございます。

○堀委員 そうすると、いまあなた一萬円の話が

あつたわけですが、その一萬円のほうからいしましう。調査をされた時点というのは四十二年ですか、四十三年ですか。

○中橋説明員 四十二年でございます。

○堀委員 当時一萬二千円の大體利益があつた。現在はそのと、大體清酒一キロリットルについて一萬円ぐらゐ、まあ最近の調査ではありませんでしうけれども、その他の調査もありまじうから、ということになる、こういうふうには確認をしてよろしうございすか。

○中橋説明員 平均的にはそのように考へております。

○堀委員 そうすると、それが四万円になるとい

うのはどういふことなですか。

○中橋説明員 それで制度の本質にも触れるのでございす、簡単に申しますと、いまの不安定

要因が生産規制ということに安定しておるわけ

でございますが、おつしやいましたように、おそくとも四十九年度からはこの安定をささえておる生産規制というものがなくなることになるわけでありま

す。そこでいよいよ不安定になるわけでございます。その不安定なときに正々たる競争を実現する

ためには、やはり市場性のない清酒をつくつてはかりて販路のないというメーカーは、この際

はやはり将来をおもひにかれば秩序ある撤退が望ましいのではないかとはいふような考へ方でござい

ますが、それを一年でも早くやめれば、それだけの秩序ある競争といふものも実現できるのではない

か。四年早くやめれば四年間の所得に大體見合つたものとして四万円、三年前にやめれば三年

間の所得に大體見合つたものとして三万円といふ

ふうに、逐次減退をするという思想でございま

す。

○堀委員 わかりました。

そこで公取委員長、あまり長時間いたたくのもあれでありますが、ちょっと公取委員長にもお伺ひしたいのですが、いま大蔵省の見解は、大體平均すると、現在時点において一キロリットル当たり一萬円の利益が清酒業界にはある、こういう事実を答弁になつたわけですね。それからもう一つの側面として、清酒は、確かに伸び率はいろいろありますけれども、なおかつ、先ほどの論議でもありましたように、生産数量も伸びていくといふこともますます明らかになりました。しかし、いまお聞きのようなことで不安定な要素があるから、ここで一種の不況カルテルをつくつておる、それを公正取引委員会は認められておる、こういうことになつておると思ふのであります。

ところが、最近清酒業界の方のお話を聞いておりますと、米の購入価格が上がつてきた、あるいは人件費が上がつてきた。

【委員長退席、山下(元)委員長代理着席】

いろいろな本来のコストが上がつてきておる。私はこの前のときに、この問題については、不況カルテルをつくつて生産制限をしておる間は、少なくとも正常な価格ではないわけでありま

すから、生産制限によつてある意味の価格維持が行なれておるといふ背景がある中で、清酒類の値上げについては認めるべきでないと思ふ、こういうふうにお尋ねをしたら、公正取引委員会も大蔵省も、そのとおりだといふお答えをいただいたわけ

です。

そこで、いま私はその背景についての論議を少ししたわけでありま

すが、公正取引委員長は、今日時点において清酒の業界が言つておられる値上げ問題といふものについて、不況カルテルをこのやうな形で実施しておる際に、そういう値上げは依然として私はやはり認められるべきではない、こう考へますが、それについての公正取引委員会の見解をひとつ承りたいと思ひます。

○谷村政府委員 だんだん伺つておりましたが、不況カルテルといふものを認めておるのは、これは

公取の立場からするなら例外的なことではないか。す。本来、いまだ蔵省のほうから述べられましたように、正々たる競争が行なわれて、そこにまたいろいろの条件があつても、一つの価格形成が行なわれるというのがわれわれとして望ましい姿でございます。しかし業界の実態は、いまお話がございましたように意味で撤退作戦をひとつやる、その結果こういふことではないかといふことだといふふうにわかります。

そこで御質問のことは、そういう例外的な、保護的な意味での、本来の価格競争をいわずに生産規制によって制限するようになつた形の中において、一体値上げの問題をどう考えるかといふことで、これは実を申しますと清酒だけではないで、私どもが不況カルテルのような形のものも扱つております。業界においてもあるわけでありまして。経済全体は成長し、おっしゃるような意味で消費も伸び、また賃金も上がり、そしてものによつては原材料が上がるという実態がございます。しかもそれを企業がどういふ形で吸収できるかといふときに、必ずしも競争条件の中だけでやつてゐる企業でない、いま申したような一種の保護的な中に置かれておる企業もあるわけでありまして。そういうものに対して、もう存在の意義がないとか、もうやめてしまふというものであれば、そもそも不況カルテルを認める必要はないのでありまして、不況カルテルといふものを認めて、いわば段階的に整理をしていく、そういう事態のもとに、たとえば人件費が上がりつておる——私は一番大きな問題は人件費であらうかと思ひます。材料費の上昇その他もあつたかと思ひます。これらについては一切値上げしてはならないといふふうに、私は清酒のこのだけをお申しておるわけではございませんが、言えるかどうかといふことになりまして、私はそこは必ずしもそれは言ひ切れなかつたと思ひます。しかば、それじゃかつてに上げられるかといへば、そこは特別な保護のもとにあるわけでありまして、十分そこは、たとえば所管官庁なり何なりが内容について、消費者の利益を代表して見

ていただく。そこはいわばや行政介入になりまされども、酒は幸いにして免許企業であるので、いろいろ国税庁のほうでもよくやつていらつしやうと思ひますけれども、その他の業界においても、そういう問題についてはやはりある程度、原価の問題なり何なり、いわば業界の中に立ち入つて見ていただく、こういうことではないかと思ひます。

○堀委員　そこで、おっしゃる通りに、私もこの前申し上げたことは、一律的に値上げをしてはならぬといふふうに考えていないわけでは、確かに原料も上がり、人件費も上がり、コストが上がる。コストが上がつてくる限り、それはコストをまかなわなければ、今度はその面からの倒産その他の問題が当然出てくるわけでありまして、これは必要だ。ただ、問題はこういうことではないかと思ひます。要するに、そのコストが上がる上り方については、企業経営の形によつて非常に差がある。ですから、現在少なくとも利益があつて、言うならば黒字で、黒字で経営をされておるところが、利益が減つたから値上げをして、という問題と、現実には赤になつていて、もうこれ以上赤字には耐えられないという問題とは、おのずからそこに差があるのではないかと。黒字になつて、利益幅が減るところをふやしたいといふことであるならば、そこでやはり適正な競争原理が働くような条件において利益を拡大されることを望ましいわけでありまして。そういう意味では、私は、少なくとも不況カルテル下における値上げという問題は、個々企業の個別の内容の問題であつて、要するに一般的なこの問題ではあり得ない。だから、その場合における値上げは個々企業におけるその経営の実態との見合いといふことになれば、すべて、五円あり七円あり、八円あり九円あり、十円あり十一円ありといふような、例をとりますればそういう個別の内容のもの以外には問題がある、こういうふうに思ひますけれども、この点については公正取引委員長はいかがお考えでしょう。

○谷村政府委員　原則としてそういうことであると思ひます。特にどういふ意味で価格の引き上げというのが行なわれるのか、またその行なわれることをやむを得ないといふ場合、平均生産費的なものであるかあるいはバクライン的なものであるか、あるいは限界生産的なものであるか。国税庁のほうのお立場というものは平均ですか——どういふふうに見ておられるかは存じませんが、全体として価格協定を許しているわけじゃないから、全体として限界企業でも生きられるといふふうには保証してやつてゐるというわけでもございせんから、その辺の価格の問題をどう具体的に検討する必要があるかといふことは、本来は個別にそれぞれの企業が考える問題ではありますけれども、十分主管官庁のほうで、たまたま清酒の話が出ましたけれども、その他の不況カルテルについても同じような意味で見ていただきたい、指導していただきたい、かように思ひます。

○堀委員　ちょっとこれについて国税庁側の見解をひとつ……

○中橋説明員　過去にマル公なり基準価格を持つておりましたときには、価格につきましては、先ほどの平均的なものを国税庁も考へておりました。ただ基準価格といふものもすでに数年前に放りてきましたから、個別の問題として私どもも処理してまいりたいと思ひます。

○堀委員　わかりました。要するに、この問題はいま申し上げたように、個別の問題としてならそういう場合もあり得る、こういうふうに私は理解をいたします。

そこで、この問題に関連をするわけでありましてけれども、昭和四十四年度には一体何業者転廃業したのでしょうか。

○中橋説明員　構造改善計画の第一年度でございまして、その正確な数値の集計といふのは現在まだできておりません。かりの数字でございましてけれども、七十六件出ております。

○堀委員　この七十六件は今度の法律の適用を受けていないわけですね。この七十六件は、では今

度の法律の適用の考えからいけば、本来五万円もらつていいことになるわけですね。これは一体どのくらいもらつたのでしょうか。

○中橋説明員　四十四年度までは、転廃業したものはみんなそれぞれ譲渡する相手先をさがしてやつておりますから、自由価格でもって処理されたと思ひます。いつの時点で譲渡が行なわれたかにもよりますけれども、今度の法案ないし予算の話が出ましたところは、大体一キロリットル当たり一年間一万円、したがひまして、四十五年度ですと四万円という数字が業界の中ではかなり伝播しておりますので、ほぼそういう数字を頭に置きながら譲渡されたと思ひますので、四万円前後の価格だつたと思ひます。

○堀委員　私、四十四年度を聞いたわけですね。四十五年度は四万円ですよ。四十四年度なら一年早いので、あなたの論理からいつたら五万円見当で売買がされてなかつたらおかしいのじゃないだろうか、こう聞いたのです。

○中橋説明員　今回の給付金の制度も、毎年十一月末から十一月末まででやめた人につぎまして出すわけでございますけれども、そのときに一体あと何年やるかという判断でございまして、そこで四十四年度にやめた人については、確かに五万円という計算になつたと思ひますけれども、この制度が発足をすれば、自分は今年度にこの制度に乗つてやめたといふことを期待しておつたであらうと思ひますので、大体四万円という数字が市場相場であつたやうでございまして。

○堀委員　そこで、四十四年に四万円という市場相場だといふことではあります、さつき藤井委員もお尋ねになりました、この清酒の基準指数価格がかつては実は四万円だつたのです。それが最近急激にずつと高くなつて、今度はゼロになつた、こういう経緯があるわけでありまして、これはなぜこんなに急激に高くなつたのでしょうか。私は、昭和三十五年に当委員会でも酒類の問題を取り上げて以来、いかにして今日の状態をつくるか

ということを精力的にやってきましたわけですが、要するに、つくり得る能力のある者に統制によってつくらせないで、結局高い酒を国民に売りつけておるのは政府の責任じゃないか。米がなければこれは割り当てるわけにはいかないけれども、米が十分あるのだからもっと割り当てて、競争を適正に行なわせることによって、良質の酒をより安く国民に提供するというのが本来の資本主義のメリットではないのか、こう言って、三十五年以来ずっと当委員会がこの問題を提起してきた。ところが、資料を拝見しておると、実はそういうふうになつていない。昭和三十八年には四万二千円、引価格であつたものが、三十九年、四十年、四十一年、四十二年とだんだん値段が上がつてきて、四十二年に十四万二千円になつてゐるということですね。これは一体何を物語つておるのでしようか。

○中橋説明員 おつしやいますように、過去におきます基準指数の売買価格というのは変動したしております。この変動の要因は何かといひますと、結局原料米の総量の割り当てによりまして、この生産でございまして、一体翌年度幾ら需要される見込みであるかというのを毎年立てるわけでございます。それに応じて幾らつくつたらいいかというのを、将来のある時点におきまして、その在庫量をもかみ合わせながらつくるわけでございます。そのときの需要見込みの立て方あるいは生産見込みの立て方ということ、ある年にはそれに食い違いができて、需要と生産の間に非常に乖離ができてくる。そういうようなことでもって他の石炭を買い入れるという必要が出てくるわけでございます。堀委員の御指摘のように、過去において三十四年来あるいは三十六年といふに、実勢に即した生産を免許業者にもやらせるということを逐次取り入れてはきておりました。しかしながら、やはり総量の問題がかなり影響をして、こういう価格が出現したものだと思つております。

○堀委員 このことは、四十三年のはわかりませんけれども、上がった下がつたりしたというのなら私は話がわかると思つてゐます。これを見ると、もう傾向的に上がつてきたわけですね。三十八年の四万二千円、私の資料はこれがボトムになつてゐるわけですが、三十九年七万円、四十年七万三千円、四十一年十萬五千円、四十二年十四万二千円。だから、私はこの経過の中に今日のカルテルをやらなければならぬと非常に大きな要因があつたと思つてゐます。実はもつとこの期間にゆるめて、少なくとも四万二千円が横ばい、また多少は上がったとまた下がるという形の生産を認めておれば、今日このようなカルテルをやらなくても処理ができてきたのではないのか。不安定要因は、何か自分たちに関係に起きてきたように、さつきからの答弁を聞いておると聞かざるわけですけれども、これは私は、やはり少なくとも国税庁の行政が業界に妥協をし過ぎてきた結果、言うならば過保護をやつてきた結果、今日このような自主規制をさせなければならぬなつたという問題があるのではないか、こういう感じがするのですが、その点については長官はどういう反省があるか、お答えをいただきたい。

○古園(二)政府委員 この総量の問題と申しますものは、最近においてこそ需要そのもので測定できるわけでありまして、四十年以前におきましては、やはり米の需給という関係で制約をされた面がございまして、そういう面では、完全に総量を必要に即してつくらせるという方向がとり得なかつたという点は、私も事実であらうかと思ひます。同時に、堀委員の御指摘になりましたような、有力なものが安い酒をつくるという方向、消費者のためになる酒をつくるという方向が実態的に、はたしふん進んできたと思ひます。そしてこの基準指数というものが、米の統制がいつはずれるかという問題の予測がつかなくなつた段階におきましては、かなり多く収集されたと思ひます。か、買ひあさられたという面がございまして、そういう面では、一面においておけ売り問題と関連し、基準指数の買ひ付けということも自由化の方向としてと

られた面があると思ひます。それらの要素が総合して最近におけるかなり高い基準指数の価格が出たといふことは言えると思ひますけれども、総量についての完全な適用がとられてきたのがかなり最近のことであるという点は確かに事実であらう、かように考えるわけでありまして。

○堀委員 米は、少なくとも昭和四十一年にはもうかなりなキャリーオーバーがあつたわけですね。四十二年、四十三年とほとんどキャリーオーバーがふえてきたのです。だから、あなたのいまのお話のように総量の制限があつたのは三十八年以前のほうにあつたのです。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕

そのころは基準指数は実は安かつたのです。そして米が十分ふんだんにあるようになってから高くなつておるわけですね。ここにはやはり過去における問題が少しかつたのではないかと、私はこう思ひます。その問題があつて基準指数が高くなるような条件が、要するに近代化をはばんだきたのじゃないか、私はそういう考えを持つておるわけですね。なぜかといへば、基準指数が高くなるというところは、つくればもうかるということなんです。それでなければ、だれも高い金を出して基準指数を求るわけはないのですから、つくればもうかるという条件が、こういう形で片一方にある中から安易なおけ売りに走つて、自分たちの本来の自製酒を売るといふような角度が非常に低くなつてきた。それが今度は逆に自由化される段階になると非常に大きなショックを受ける条件になつたのではないかと、私はそういう感じがしてならないのです。

そこで何をしたいのか——時間がありませんから——あなたのほうの統計からいふと、実は非提携おけ売りで、自分のところの製成数量の半分以上をおけ売りにしてゐるというものが八百十九場あるといふにあなたのほうの資料は出てゐるわけですが、それでいいですか。

○中橋説明員 そのとおりでございます。四十二年度はそのとおりでございます。

○堀委員 いまの話は全部四十二年度の資料に基づいてのことのようでございます。そこでちょっとお伺いをしたいのは、八百十九場の中のおけ売り比率の階層は大体どうなつてゐるのか。八〇%以上おけ売り、八〇%から六〇%の間のおけ売り、六〇%以下のおけ売り、製成数量に対するおけ売り数量の比率を、この八百十九場についてはどういふように階層別にとらえておられるか、ちよつとお伺ひしたい。

○中橋説明員 階層別には全部製成数量とおけ売り数量がございまして、おけ売り比率というのをいまここに算出しておりませんので、御必要であれば後ほどお答えしたいと思ひます。

○堀委員 実はいま皆さんのほうが販賣業の基準に置いておるのは、どうもこの八百十九場というものが非常にウェイトが高いように思ひます。そこで、おけ売りをしておられるという非提携おけ売り型の企業が、いま八〇%以上も出しておつたといふことは、かりに入八〇%とすれば、二〇%は自製酒で売つておるはずなんです。自製酒で二〇%を売つておる。ところが結局そつちがおけ売りに出したために、自分のほうの自製酒に対する販売努力というものが行なれておらない、ここに実は最大の問題がある。私はかつてから当委員会でも議論してまいつた中に、やはり本来は清酒業者といふものは、自製酒を自分の販売努力で売るといふことが自分の経営基盤を安定させる最大の条件だ。その自分の経営基盤を安定させる条件の上、生産余力があるならば、おけ売りをすることによって収入が得られる、こういうのが少なくともあるべき清酒業の姿ではないか、こう考えて、そういう態度で議論をしてきたわけでありまして。

ところが、なぜそれがこういう形で非提携おけ売りといふものを多数発生させ、さらにその未納税者をふやしてきたかという中には、やはり生産制限が強く行なれて、特に販売能力のある業者に対する生産制限が強いために、そこでどうしても販売能力のあるものは自製酒で販売できないか

ら、そこでおけ買いをする。そのおけ買いの価格がある程度市場性を持って高くなつておるから非提携おけ売り業者というものができてくるのであつて、これがあまり高くなければ提携おけ売り以外は成り立たない。そこらに、私がさつきから申し上げておる前段の過保護の状態というものが逆に今日業界を誤らした最大の問題であつたのではないのか。これらの人たちは、かつて昭和三十八年にはこういうおけ売りの全体の中に占めるシェアというのは小さかつたわけですね。さらに八〇%以上、八〇から六〇というところも少なかった。それが最近実は急激にふえてきた背景というものは、やはり過保護によつて、そういう本来の資本主義下における自由競争で、自己責任で自分の企業を見詰めながら運営をしなければならぬものを、過保護の結果これらの企業の業態を誤らせて、そして今日急激に自由になつたときにこの人たちは転廃業をしなければならぬということになつた。その責任の一半は私はどうしてもこれは大蔵省、これはここで少しはつきりさせておかなければいかぬと思うのです。

だから大臣、いまお話を聞いていただいて少しおわかりいただいたと思ひますけれども、これは私は社会党だからというんでありますけれども、少なくとも資本主義社会では競争があつて、その競争の中で消費者によりよきものをより安く提供するということが、裏返せばその企業の自己責任を重大に考へさせるものになり、そのことによつて自分の経営を将来的に展望しながらやつていくというのが、本来の資本主義のあり方ではないか。それを過保護により、次第にそういう感覚が薄くなつて、要するに安易な経営態度に流れるようにさせてきたのは、私は大蔵省にも責任がある、こう考へますが、大臣いかがでしょう。

○福田国務大臣 自由競争ということとは国民のためにいい側面を持つておるわけですね。ですからそういう状態をつくつておこう、しかもそれを秩序正しく進行させようというのが今度の安定法のねらいところなんです。まさにあなたのおっしゃる

ようなことをしたい、これがいま御提案をしておる法律案の趣旨なんです。過去のことを言われませんが、過去はいろいろあつたので、自由競争でもっと早くやつたらどうだというような意見もあると思ひますが、とにかく清酒業界というものはもう数十年にわたつてこれを経営する、あるいは百年以上にあつたものもある。また同時に、そういう清酒業界というものは国の徴税について重大な協力をしてくれておる。それが無秩序のうちに、混乱裏に転廃業しなければならぬというやうな状態であつてはならない。政治的に考へてそうだろうと思ひます。そういうやうなことで、この措置というものがおくれたという一面はありますけれども、環境も熟した、こういう段階をとらえましてお話しのような筋に持つていこうというものが、今度の法律のねらいとするところであります。

○堀委員 私、実は今度の法律のことを聞いていないのです。過去の反省がなければ私は問題があると思ひます。私はいまこの法案を見ながら感じておりますことは、要するに転廃業したつていいですよ。それはしたつていいけれども、転廃業者の立場に立つて考へて法律ができておるかどうかという点には、率直に言つて疑問がある。あなたのほうで過保護した結果——それは本人だつていいとは言えないかも知れませんが、言えないかも知れませんけれども、制度的に過保護になつて安易な道があらば、人間というのはだれだつて安易な道を歩きたいわけですね。だから、初めからもうちよつときびしい風に當つておけばものを考へたものを、安易な中に温室的な保護をやつたためにだんだんと経営態度が甘くなつた。それが今日のいろいろな背景にあつて、そのことをいま間接部長は不安定だ、こう言つておるわけですね。不安定なのは私は大蔵省にも責任があるということをおもひます。どこでちよつとはつきりさせておきたいわけですね。だから過去においてやはり過保護であつたということは、これは酒税の保全があると言われますが、酒税の保全は保全として、な

おかつ過保護であつたことは間違いない。そこを確認しないで前に出ると、この次の新しい法律の問題が真剣味を持つてやるわけにいかぬじゃないか、こう思ひます。そこで大臣に、過去においては過保護のきらいがあつたならあつた、だからこういうことは適切ではなかつたけれどもこれは改める、こういうことなら私はいいのです。が、どうですか。少し過去の反省をやらなければ納得できない。

○福田国務大臣 過去において御指摘のやうな問題はあつたと思ひます。ただ清酒業者というのは特別な存在だといふふうに考へております。つまり長い間酒税の徴収に協力をしてきた、そういうやうな面もありまして、急な措置というものは、これは政治的に考へてなかなかとりにくい状態であつた、こういうふうに思ひます。これは政治家であられる堀さんも御理解いただけるのじゃないか、こういうふうに思ひますが、とにかく環境はよりやく熟しておる、こういうふうに思ひます。おるわけでありまして。多少、理屈からいへばおまきであるといふやうな御批判もあろうかと思ひます。確かにそういう一面が私はあつたと思ひます。しかしこれは、急激な措置といふものが数年前の状態においてとれたかと申しますと、私は、それまでの環境はできておらなかつた、こういうふうにいふ思ひます。これからひとついいよやつていこう、こういうことです。

○堀委員 十二時半が来ましたので、時間ですからあとに……

○毛利委員長 午後一時三十分再開することと、暫時休憩いたします。

午後零時三十四分休憩

午後一時五十一分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。堀委員。

○堀委員 そこでお伺いしたいのは、転廃業に

対する見通しであります。先ほど四十四年度は七十六件転廃業があつたといふことでありますけれども、今後の見通しをひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○中橋説明員 現在策定をいたしております構造改善事業におきましては、転廃業を五年間で六百三十四という数字を一応立ててございまして、しかし、もちろんこれは見通しでございまして、六百三十四が、いまこの時点で確たる転廃業の見込みを持つておるというわけにはまいません。それから、その六百三十四あるいはそれに前後する企業がやめますにつぎまして、第二年度にどれくらい、第三年度にどれくらいという数字も現在のところは立てておりません。

○堀委員 六百三十四というふうに非常にはつきり数が出されておるわけですが、これはなぜ六百三十四になつたのか、それをひとつお答え願ひたいと思ひます。

○中橋説明員 酒造組合中央会におきまして構造改善計画を立てますにつぎましては、たとへば企業合同はどつていふ企業をやるとか、集約製造とかあるいはおけ売りの系列化をどういふふうにするかといふことを積み上げてきたわけでございます。転廃業に關します限りは、自分がこの四年間なら四年間、五年間なら五年間にやめるという具体的な申し出はございせん。ただ中央会におきまして各県の事情をそれぞれ聴取いたしまして、従来の販売実績なり生産の規模等から、完全自由化後におきましてはやはり転進する見込みが非常に強いと思われるものを、中央会で各県の事情を聴取しながら算出した数字、その集計が六百三十四という端数のついた数字になつておるわけでございます。

○堀委員 いまは各県別にということのようですから、それをひとつ各県別にちよつと主たるところ、多いところを答えてください。

○中橋説明員 手元に各県別の数字を持つておりませんので、直ちに取寄せまして、後ほどお答えさせていただきますと思ひます。

○堀委員 これは中央会が、いまの抽象的な話ではちよつとよくわからないのですけれども、転廃業を四年間にするという話です。非常に長期の見通しの問題でありますから、これについての何らかのルールがなければちよつと私は問題があるのではないかと、こう思うのです。過去において何となくという感じで六百三十四というふうな数字がでてくる可能性がないか、たまたま何となくということでも六百三十四という数字は私には出ないと思います。ルールがあればそのルールというか、見通しを立てた根拠というか、基準を、そういうことをひとつ……

○中橋説明員 構造改善計画におきましては、ある販売の型にのましまして、これだけらしいの製成数量を持たらよいという一応の最低規模というものを想定いたしております。その型にのましまして幾らグループピングをやりましたもその規模に達しないような企業というものがあつたわけでございます。そういう独立企業として存続するにはやや根拠が薄弱であらうというものを選ぶわけでありまして、その中でも特に私どもあるいは中央会で心配をいたしておりますのは、おけ売りを従来主としてやつておつた企業でございます。ただ、おけ売りと申しまして、先ほど堀委員がおっしゃいましたように、何でもかんでもおけ売りが存続の基盤がないというふうには考えておりません。清酒製造業の従来実績見込み、今後の見通しからいいますと、かなりおけ売りを企業として存続する余地はあると思ひます。ただ問題は、おけ売りがおけ買い先と系列化するかどうかということが今後におけるおけ売りの存続の基盤であるか、し得ないかというものが、完全自由競争になつた場合の一番問題点であらうと思ひます。

ところで、従来、先ほど御批判のございましたような事情でもつて、おけ売りの企業がかなり有利に動き得た時代というのがございました。そういうところで、価格の有利なところにおけ売りをし

て従来やつてまいりました企業が、最近の生産規模におきましても、かなり限度数量というものが上になつておられます。ますますその数量がふえるわけでございます。そうしますと、おけ買いをしておける企業としてもみずからつくる数量は多くなりまして、それでおけ買いの企業が一系系列化しておけるおけ買いの企業というものは、これは生産量がふえてまいるわけでございます。そこで、従来十分な系列化をしないままに、価格のおもむくままにおけ売りをして泳いできた企業が市場を失うおそれがあるというところで、私どもの構造改善計画で申せば、系列化しない、提携化しないおけ売りの業者の中でおけ取引の単位に達しないようなところ、あるいはおけ取引に非常に不利な地域のところ、そういうものが転廃業の六百三十四の中にかなり見込まれておるといふことは言えると思ひます。

○堀委員 お話しは確かにそのとおりだと思ひますが、今後の転廃業の問題について、一体この人たちは酒屋をやめたらどうなるのですか。いまの七十六件は転廃業をして一体どういふ業態に変わったのか。すでにやめた人ですから、わかつておると思ひますから、ちよつとその数字を教えてください。

○中橋説明員 従来の事例でございますと、酒屋をやつておつた方々で他の部門の兼業をやつておつた方がかなりございますので、完全に酒屋をやめまして、別の事業に転進した人がかなり多かろうと思ひます。今後どういふふうに変動しますかというの、これはまた新しい見通しでございます。すけれども、酒の販売業に従事する向きもございまして、あるいは倉庫の転用をはかつて、それの利用を行なうというふうな道もあるかと思ひます。

○堀委員 いまの六百三十四は、そうすると兼業の状態についてはどういふ見通しを持っておるのですか。現在兼業しておるものと見ておるのか。それともそのうちのどれくらいが兼業だけでやれるのか。あと専業でやつておるものはこの中にあ

るのかないのか。そういう専業でやつておるものに対する廃業後の対策というのはい体あるのかないのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○中橋説明員 六百三十四を算出した際には、専業であるか兼業であるかという考慮は入れられていません。六百三十四から六百三十四が転廃業をいたしましたあとで、何かほかの事業をやりたい、あるいは従来継続しておつた事業を拡張したいという場合には、中小企業金融公庫でつて構造改善計画のために近代化の資金というのを確保してございます。もちろんその資金というのは清酒製造業だけではございまして、構造改善計画の業種指定を受けましたもの、現在これは八業種ございまして、その業種の中で、しかも存続する企業がみずからの近代化のために施設を設けるといふ資金にも充てられますし、構造改善計画の一環として転廃する際の融資を受けるという道も開いてございまして、四十五年度には、そういうものをひつくるめまして、中小企業金融公庫としては八十億ワクを取つてございまして、その中から転廃資金を借りるという道もあるわけでございます。

○堀委員 大臣にお伺いしたいのですが、なるほどいまの清酒業の問題の中には、先ほどから提示されているような問題はありますけれども、私は、さつきの大臣の論理からすれば、長年にわたつて酒税を納めて国家に協力してきた、そういう業者が、その業態を引き続き継続しながら混乱のないような形でやられるというところは考えないのか。要するに弱者はとにかくやめる、やめる者には一種の涙金的なものをやるからやめなさい、こういう発想が大体この問題の中を流れていようではないか。ちよつとさつきも触れましたように、たいへんたくさんおけ売りをして、非提携のおけ売りの諸君といふのは確かに危険にさらされるでしょう。特に地理的に、主産地である伏見、灘から非常に遠いところというところで非提携のおけ売りをやつておるような人たちは、これは確かに今後自由化が促進するにつれて非常に困難に

なつてくる、こう考えます。しかし、それならその人たちが自分たちの能力で自分たちの製品を売っていくための何らかの協力を進めてやることによつて混乱を防ぐ方法もある。この中に流れておるのは、まさに弱肉強食といひますか、競争があるんだから弱者は落後するんだ、落後するやつは早く落としてしまえ、私は実はこういう発想がこの中を流れているような感じがしてしかたがない。だから、これまでは過保護によつて温室育ちに、自由化になつてきたら、要するに切り捨てごめんに弱者は去れという形は、どうも政治という問題から見るとやや冷たきに失するのではないかと。ですから、第一点の問題としては、この制度を考へてきた背景というところにややそういう感じがしてならないのですが、大臣はそれをどう受け取つておいでになるでしょうか。

○福田国務大臣 これは、いま世の中が非常な近代化、合理化の時代である。生産性を高めなければならぬ。賃金はどんどん上がつていく、それに対して生産性を高めなければその製品の値段を上げるのはかたし。そういうふうな大きな時の流れに際して、酒造業を一体どういふふうにしていくかといふことです。いままでとにかく長い間国家に貢献をしてきた、そういうふうなことを考えて、でき得るならばこの商売というものが続くようにといふふうには考へてきたのですが、そういう大きな歴史の流れにもう呼応し得ない、そういう際にどういふふうに変換するかといふと、やつぱりこれは企業経営の規模というものの拡大を考へなければならぬ。いまの三千六百もありません企業全部拡大するわけにはいきません。そこで、生産性を上げ得ないものはこの際転廃業する。それに対しては政府も法的に援助をいたしまして、そしてその企業整備を助けよう、こういうことで、決して冷たい措置とは考へておりません。非常にあたたかい気持ち、従来長い間つてきた酒造業界に対する態度、これは一貫して流れている精神である、こういうふうには考へております。

○堀委員 いま大臣はあたたかい措置だと言われましたが、あたたかい中身をちよつと伺いたいたのですが、これまで千石つくつていた酒屋さんが今度昭和四十五年度にやめるとしたら、一体幾ら年間給付金をもらえるのですか。

○中橋説明員 おつしやいました企業が四十五年度に転換をするといしますと、六百二十万円、この制度による給付金を受ける計算になります。

それから、先ほど御質問がございました六百三十四者の内訳でございますけれども、果別にありますのでございますが……(堀委員)「数の多いところ……」と呼ぶ地方別に大きく分けてまして、関東から北くらのところで約二百者、それから中部から近畿のところで約百五十者、残り二百八十者くらいが中国、四国、九州くらいというふうに一応計算をいたしております。

○堀委員 大臣、あなたはたいへんあたたかい処置だといおっしゃったですね。千石つくつておる酒屋といのは——今日大体の平均といのが幾らですか、千六百石くらい——平均値はそのくらいでございます。それが七七・二%あるというのですから、大体千石くらいというのは平均よりも少し高いところになるかもしれません、それがやめる。これまで長年にわたつてやつてきた業態といふものをやめるのに六百二十万円給付金をもらふわけですね。これはいまサラリーマンでも、銀行の支店長をしておった人が定年退職をするときにどのくらい退職金をもらふと大臣は思いますか。——御存じないですか。大体いま大銀行の支店長をしておった人がやめるときには、八百万円から一千万円近く退職金をもらふといわれておるわけでありまして。それから比べて、長年にわたつて、さつきの話の、三十年にわたつて営々と清酒をつくつて酒税を国に納めた者に六百二十万円渡すのが非常にあたたかい政治的な配慮だといふのは、これもちよつと私どもの常識からするといただけないような気がするのですが、どうでしょう。

○福田国務大臣 整備するといひましても、その

財産といふものが残るわけですね。財産、固定投資は、これまた処分の道もありましようし、とにかく額は小さいけれども、それらを総合して見るときに、これはそう少ない額ではあるまい。しかし、いま六百万円の例をあげましたが、これは業界がもう少し出そう、みんなで出し合ひといへばもつと上がる額です。しかし業界も大体その辺が妥当であらうというふうな意向であるといふことを考えますときに、いまとにかく納付命令を出す、また納付命令に従わぬものに對しましては免許の取り消しですというふうな切つた措置をとる、そこまでは企業整備を助けるという考え方は、これは非常にあたたかい措置である、私はそういうふうな考え方をしております。

○堀委員 大体いま問題になっておる地域の人たち、それは固定資産がありますね。これはお酒屋をやつたから固定資産ができたのではなくて、大体これは過去においては地主ですからね。もう先祖代々持つておった土地があつた諸君がそこで酒屋をやつておる。ですからこの土地を売ろうと思ふならばまず酒倉をつぶさなければならぬ。酒倉をつぶすのに、おそろく千石つくつておるところなら三百万円やそこらはつぶし代にかかつてしまふと思ふのです。従業員に退職金もやらなければいかぬと思ふのです。幾ら少なくても従業員十人か二十人いるでしょう。そうしたらもう、酒倉をこわして何とか土地にして売るといふことのために半分ほど行つてしまつて、あと三百万円で、五人なり十人なりに退職金払ふといつても、退職金すら払えないといふようなわずかの金で、ほんとうにいまいわれておる清酒の安定に役立つほどのインセンティブになるかどうかという点については、非常に大きな疑問が私は実はあるわけですね。

だから、ここで私がこれまでずっとそういう実態論について論議をしてきましたのは、はたしてこの転換給付金といふものがいま言われた六百三十四という推定の上に立つておる業者に対して、それも今年じゅうにやめなければ六百二十万円に

はならないわけですね。これは四万円の計算だらうと思ふのです。だからこれは来年になればさらにこの四分の一が減るわけですね。その次は半分になるのですから、三百十万円くらいに再来年になればなるわけですね。ですから、この金がいまの六百三十四をやめさせるためのモメントになるかどうかという点については、非常にそこに疑問がある。大臣はいま非常にあたたかい温情的措置だとおつしやいましたが、それはないよりは確かによろしい。ないよりはよろしいですけれども、さつき申し上げたように、父祖伝来の仕事をやめるためのそういう転換給付金といふ名に値するだけの内容かどうかという点については非常に問題がある、私はこういうふうな感じをしております。大臣はその点は、ではどういふふうにお考えになるでしょう。

○福田国務大臣 これは普通でありますれば何の措置もないのです。現にこの法律におきましては、政府は援助するといふが、金のほうの援助はしないのです。これは法的援助をするだけなんです。その法的援助を背景にして、いまおつしやられるところの共助金を出そう、こういうことなんです。ですから業界がもう少し出そうという雰囲気ならば、みんな出て出合つて、もつと出すことはできると思ひます。しかし業界が大体この程度かなといふところでございますので、それを助成する政府が、あなた方からいふんおしかりを受けながら、納付命令まで出すのだ、これに従わないときには制裁もあるのだ、これは私はかなり思い切つた措置である、こういうふうにお考えをおるわけですね。

○堀委員 思い切つた措置の問題でなくて、これによつてやめるようになるかどうかといふことなんです、伺いたいことは。

○福田国務大臣 これはほつておいてもやめざるを得ない。ことに四年後には自由化だといふ際には、これは皆さんがみんな考えておるだらうと思ひます。私のこの事業は一体どうなんだろう、そういう大勢です。しかしそれを放任しておきま

すると、これは混乱裏にそつくり問題が起つてくる。それを秩序正しくひとつ近代化、合理化を實現しようといふのがこの安定法のねらいとするところなんです。これはほつておいても企業整備といふことは起つてきます。それを今度は自由放任ではいけない。中央会を中心に秩序整然と近代化、合理化を實現しよう、こういうのがこの法律案のねらいとするところでありまして。

○堀委員 そこで私が伺いたいたのは、秩序整然とやめさせるために、いまの千石を例にとれば、初年度六百二十万円、その次は百五十万円くらい引けますから四百六、七十万円ですか、その次は三百十万円、こういうことに減つていく。この姿がはたして秩序整然とやめさせるだけのモメントとして役に立つかどうか。私は実はあまり役に立たないと思ふのです。やめることについては確かにおつしやるうちに、大臣も、ほつておいたつてやめると、こうおつしやつておるわけですから、ほつておいたつて確かにやめるんでしょう。ほつておいたつて確かにやめるんでしょうけれども、それを秩序整然とやめさせるためにこの制度でこつやつたのだと、こうおつしやるわけですが、それなら一体四十五年度に当初いわれておる程度のものがやめるかどうかという点について、私はさつそく非常に大きな疑問がある。本年度はやめる者は非常に少ないんじゃないか。それはなぜ非常に少ないのか。昭和四十五年度は、四十四年度の酒は御承知のように自主規制をやるときに非常に生産量を減らしました。非常に生産量が減らしたとあるといふことはどういふことかといへば、利益がこの年中については出るということになつておるのです。四十四年に生産制限をうんとしたためにこれは利益が出るというところは、いまやめたのではこれはその利益を手元に置くわけにはいかないといふことになるわけですから、私は本年度について——おそろくこれは来年のいまごろになればはつきりするわけでありまして、また来年こういう議論をさせていたいただきますけれども、やめたいといふ申し出をする者は非常に少な

いのじゃないか。そうすると四万円が三万円に減るといふことよりも、その他におけるモメントのほうにはるかに大きい。そのために大臣の言われる秩序整然たる近代化といふことは行なわれないう。こうなれば私は、いまいわれおるこの制度といふものよりも、要するに生産調整の關係の問題のほうが多く転廢業につながつておる、こゝういふことになつてくるのじゃないだらうか。これは見通しのことでありますから確定したことを申し上げるわけにはいきませんが、私はこゝういふ見通しを持つておるわけでは、国税庁は一体どういふ見通しをしようか。

○中橋説明員 おっしゃいますように、生産規制のもとにおきましての總量といふものが転廢をする人の決心を左右することはおっしゃるとおりであります。ところで四十四規制年度におきましては、御指摘のようになり、普通の計算でまれば計算される限度よりも圧縮して規制をしてきましてけれども、四十五規制年度以降はそゝういふわけの在庫調整といふことはやらないといふことになつております。したがしまして、四十五規制年度に予定いたしましたときにも、四十四規制年度の限度と比べて約一〇〇％伸びる計算になります。それ以後は、いまの予定では約四・何％といふくらいに年率でふえていくわけでございますけれども、四十四年から四十五年にかけては一〇〇％近く伸びるということ、御指摘のような四十四規制年度におきましての在庫調整の關係がございまして、それをやらないといふと、四十五規制年度といふものは限度が一筆にふえるわけでありまして、そゝういふ事態のもとにおきましての転廢業をする決心は、またことしとは違つた情勢が出てくると思つております。なお、おっしゃいますように、われわれも、この制度が成立をいたしましたならば、この制度の趣旨といふものをますます業界に浸透いたさなければならぬと思つております。その浸透の結果あるいは中央会のそゝういふ指導の結果、どういふ数字が逐年出てまいるかといふことは、これはまた今後の年度計

画の問題かと思ひます。

○堀委員 私がいまこゝういふふに触れておりますのは、いまの大臣のおっしゃつた、納付命令を出す、あるいは九条の二項の酒税の滞納とみなすといふ形で、免許に關係するところで問題を処理しようといふことならば、その事態のほうをそれを受けるにふさわしいだけの重要性を持つておるかどうかといふところに關係がなければならぬ、こゝういふふに私は実は考へておるわけでありま

先ほど法制局のほうで、各種の問題を例証して答弁がありましたけれども、あの中を例をひとつ銀行法にとれば、銀行法によつて、大臣命令に違反をしたときは免許を取り消すといふのが二十何条かにありますけれども、これは金融機関といふものが国民大衆の預金を預かつていて、その預金が危険にさらされるおそれがあるといふことを前提として大蔵大臣がいろいろな命令を出すのであつて、これは、預金者の利益といふのはストレートに国民の利益でありますから、公共の福祉にストレートに結びつく、こゝう考へます。しかし、いま私が述べてきたように、この転廢業する人に、かりに千石の人に初年度で六百二十万円渡すといふことが、さつき大臣もいみじくもおつしやつたけれども、ほつておいてもやめるものや秩序整然とやめさせるために必要だとおつしやつたけれども、私は秩序整然とやめるだけの影響力をこの提案が持つものではないと判断しておるわけですね。だからその程度のことに対して、一体免許を取り消すといふほどの強い権力を担保をしなければならぬといふことについては、こゝういふにも私は納得がいかないわけですね。

そこでは、いまの銀行法についての私の考え方、その他要するに、あなたが触れになつた電気事業法でも、電氣を使つておるのとはすなわち直接の國民であつて、その國民に対して危険が及ぶようなことはいけないといふことがあなたの提起をされた問題であらうと思つております。だからこれはすべてが、その当事者の相手方になつておる

のは直接國民でありますけれども、この場合は、間接的には國民が關係してくるでありましよう。

しかし直接的にはこのことは業界内部の一つの問題であつて、業界人も國民でないといひませんけれども、少なくとも業界内部といふのは特定された人たちである。一般的にあつた法律で問題になつておるのは不特定の國民が対象になつておる。こゝういふ点に私は著しく性格に差がある、こゝう判断をしていますが、あなたが例示された中で、間接的な処理であつて、直接的な処理でないもので、一体免許を取り消す問題といふのがあつたのかどうか。弁護士会とか何とかが例があらしたけれども、これは強制加入になつておる会の会費といふのは当然納めなければアウトサイダーになる。アウトサイダーになれば、強制加入であるから資格を失ひ、こゝうなつておるのであつて、こゝうもこの問題とはやや關係がない。私はこゝういふふりな認識をしておるので、私がいま触れたように、特定者を相手方とする關係の中で、その特定者の利益を守るために定められたことに反したから免許が取り消しになるといふ例をひとつ提示をしてみたい。

○荒井政府委員 先ほどいろいろ例を申し上げましたのは、要するに公共の福祉を担保するといふために主務大臣がどうしても命令を出さなければならぬといふ場合に、その命令に違反しても何らの法的効果もない、それで実質的な効果があらがないといふことは現在の立法としては考へておらないといふ意味の例示として申し上げたわけでございます。

ただいまの堀先生の御質問でございますけれども、たとえば中央卸売市場法の規定によりまして、その中央卸売市場において卸売りの業務を営むことについて農林大臣から許可を受けているという者は、中央卸売市場法第三条の規定によりまして、その業務規程に従わなければならないといふことが書いてあります。その業務規程の中で使用料であるとか手数料といふようなことの定めもするといふわけでございますけれども、その

使用料なり手数料といふものを納めないといふことになると、まさに三条の規定に基づきますところの業務規程に違反するといふことになるわけですね。そゝういふ業務規程に違反することになつた場合には、その卸売市場においての卸売業者としての許可を取り消すことができるといふようなことがあります。これは一般國民といふのではなくて、狭い卸売市場といふ中で卸売業者を営むことについての許可を受けている地位といふものが、その納付金なり、手数料なり、使用料の納付といふ事態が起つた場合に、その地位、すなわち許可といふものを取り消されるといふような立法例でございます。そゝういふ納付金の納付をその許可制等によつて担保している立法例があるかといふことでございますので、あければそゝういふのがあつたわけでございます。

○堀委員 いまのは、卸売市場といふのは一つの単位があるわけですから、その単位を運営をするためには必要な経費が要する。その必要な経費を負担をしない者はその卸売市場にいてもよろしいが困るだけのことなんです。実は、要するに、その業態が、たとえば乾物屋である、それがその卸売市場に入りた、入りたいについては会費を納めなさい、それがいやなら初めから入らない、こゝういふことになつておるわけですね。ところが、いまの清酒の免許は、納付金を納めなさいといふのは今度出てくるのであつて、免許のほうに先に來ておるわけですね。その先に來ておる免許を受けておる者が、あとから來た事態の、納付金を納めなさいからおまえさんは免許を取り消すといふのだつたら、さつき卸売市場の例でいふならば、最初に契約があつて、その契約以外のことをまたばんと出してきて、それは言ひこつて聞かせなさい、それならおまえ出ていけといふのと同じになるのであつて、いまのあなたの例示は契約条項との關係といふふに認識をするのが至当なではないでしようか。だから、酒造組合中央会ですか、いまの中央会の賦課金なり何なり、そゝういふものがおそらくあるでしよう。

だが、これを納めなければおまえさんの免許を取り消すというようには法律ではなっていないと思ふのです。中央会の負担金ですか、賦課金ですか、それをかけることになっていて、かけなかった場合には免許の取り消しではなくて、中央会から除名をする、外へ出すということはある得るでしょうけれども、免許の取り消しにはつながらないと思ふのです。だから、いまの例示は、いまのこの問題の例示からいくなれば、中央会の賦課金の取り扱いと同じ次元の問題になるんじゃないか、こう思ふのですが、その点は、中央会の賦課金というか、それを払わなかった者は免許が取り消しになるのかどうか、その点をひとつお答えいただきたいと思います。

○荒井政府委員 ただいまの中央卸売市場法の場合の納付金というのは公益費ではないかということをお先生言われたわけでございます。この今回の法律で考へていくところの納付金というものは、清酒製造業者の公益的な、共助的な負担金であるというふうには本質を誤解し、そのような形によつてその振換給付金の支給事業が進むということが、清酒業界全体の秩序を保つことになつてみんなの利益になるのだということになれば、その中央会の会員あるいは間接の構成員というもののみを対象として行なうのではなくて、全清酒製造業者というものを対象として行なう、全清酒製造業者が一種の共同に行なわなければならぬ。それによつてまたその共同の利益を得る、そういう負担金なんだというふうに考へますと、やはり本質的には公益費的な要素があり、その免許を受けた事業者であるからには、その業界の秩序を乱したりあるいは酒税の保全をそこなうような行為をしないという前提でやはりその免許事業者という地位をずっと保つてきているのだというふうに考へますと、その公益費的なものを納めないということについては、やはり同様な理論が働くのではないのかというふうに考へるわけでございます。○堀委員 それはちよつとこじつけじゃないでしようかね。さつき言つたように、片一方は、乾物

屋でやつていたものに乾物屋をやめなさいという権限は成り立たないわけですね。その入つておる卸売市場から出なさい、許可を取り消すというのはいふの性格と、卸売市場の市場員になるというのと、設例としても私は非常に違ふと思ふのです。

だから、要するにいま私が申し上げておることは、あなたの言われた公益的というのか、私はこれは助け合い運動だと思つてゐるのです。助け合い運動で、片一方やめる人に、名前は給付金だけれども、言ふなれば見舞金です。見舞金を差し上げましょう。お互いとして、やめる人たちが少しでもやりやすいように見舞金というのを差し上げましょうというのが発想の根拠でないといへない。その差し上げる見舞金というのは、本来的にはその人たちの善意に基づくものであるという規定でなければおかしいものを、それをなせ、そうではなくて強権をもつて、おまえたちは義務として出さなければならぬものだという規定にしなければならぬのか。どうしても出さなければならぬものだというにすることをためには、それが確かに、いま大臣の言われたように、秩序整然と計画に定められたものがそのとおり実施されるという前提があるならば、それは確かにそれに見合う何らかの処置が必要だと思ふけれども、実はどういふふうになるかは全然わからない。おそらく国税庁でもだれも知らない。中央会も知らない。いつ何年にどれだけやめるか。六百三十四というのはいつものガイドラインとしての見通しではあつても、それが何年にいつどれだけやめるかというのはいふのわからない。わからないというのには秩序整然とやめるということにちつともならないわけですね。だれも予測できない。その程度のことを強権をもつてやるといふことについては、これは私はいかようにも問題があると思ふ。だから、こういう例は私は法的にはその他にはないと思ふのです。さつきあなたが石炭鉱害事業団かなんかの設例をされたけれども、この場合といへども、鉱

害に対する金を納めない者は、おまえさんたちやらせないよというのには、鉱害というものは直接に公共の福祉に連なつておるのであつて、これらの事業団内部における相互援助の關係の問題ではない、私はこゝで認識しておるのですが、その点はどうでしようか。

○荒井政府委員 公共の福祉というのが直接国民にはね返つてくるか、あるいは酒税の保全というふうな形を通じて間接的にはね返つてくるかというので、事柄の内容はそれぞれの立法の目的とするところが違ひますから、直接国民の利益にどういふ形でね返るかというのとは、同じ線ですぐには比較できないのではないかとすることはあると思ひますけれども、酒税の保全といふことがこの法律家のねらう究極的な目的であるとすれば、それはやはり同様に公共的な目的があるといふふうに言へるんだらうと思ひます。

それから、強制加入の場合には違ふんだということをおしやしましたけれども、たとえば税理士法とか土地家屋調査士法といふものは、かつては強制加入ではなかつたわけでございます。それが国会の立法によりまして強制加入になり、そしてその際に、会費等を納めないといふことにつきましては制裁規定が入つてゐる。かつては加入、脱退が自由の団体であつたものが強制加入になり、その際に、その会費を払わないといふことは、最終的には、たとえば税理士法の場合でいいますと国税庁長官による業務禁止とかにつながる。あるいは土地家屋調査士法ですと登録の取り消し、税理士法の場合にも最終的には登録の取り消しにつながるけれども、そういう形になつた。それまで加入、脱退の自由な団体の構成員であつたものが、そういう公共の福祉上の要請から、たとえば登録事務を税理士会が行なうほうがいいんだ、従来は登録事務は国費でやつておつたとすれば、それを私たちの会費で負担させるといふのは不当であるとか、あるいは税理士の資質の向上に関する事務というふうなもの、やはり公益に関するんだから国費でやつていいではない

かというふうな議論を言ひましても、それはやはり強制加入にする立法を国会でされた。特に、そういうものはおまえたちが負担すべきである、それを負担しないという場合には、最終的に登録の取り消しということになつてもやむを得ないんだということ立法されておると思ふわけでございますけれども、そういうふうな例もあるわけでございます。

○堀委員 いまあなたは、公共の福祉というのは酒税が保全をされるということにつながる、こう言われたわけですね。そこで、酒税を保全するためには、先ほどから触れられておる酒税の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の四十二条には、要するに酒税が取れなくなるおそれのあるときは生産規制ができる、こうなつてゐる。生産規制ができるという法律がきちんとあるわけだから、いまは要するに取れるという前提であつたから、いまは五年間について考へたわけでしょう。しかしその経過の中で、もしこれをもう一つ持つていけば酒税の保全が危うくなるおそれがあれば、そういう規制は延長したつていいのです。これは延長することを妨げないという法律になつてゐるわけだから。そういう意味では、すでに現状の体系だけで酒税の保全は十分できるだけの税の体系がある。このことによらなくてもできる体系があるにもかかわらず、わずかの程度のモメントで酒税の保全が危うくなるおそれがある、それを出さなければ、給付金をやらなければ酒税の保全ができないという立論根拠はないわけですね。四十二条がある以上は、必要に応じていつでもできることに、国会では法律はきめておるわけだから。どうでしようか。

○吉岡(二)政府委員 ただいま堀委員がいろいろ言つておられます点、いろいろ問題はあつておられますけれども、その給付金だけを問題にしておられるところに若干私どもと意見が違ふところがあると思ひます。この規制措置は、堀委員御主張のとおり、清酒業界を自由化する、完全自由化をもたらすその過程における規制の措置であるという

ことが前提でございます。その際にかなる事態が起るかと、構造改善事業によつていふば裏づけされていふべきだと思ひます。つまり完全自由化になつた場合に、こゝう幾つかの構造改善、体質改善を行なひたい、そのときには存続できない企業が出てくるという前提で構造改善ができ、しかも、その構造改善に乗り切れないものは好むと好まざるにかかわらず廃業せざるを得ないことになるのではないかと。その場合に、大臣が言われましたのは、秩序整然と申されましたが、まさにここで四万円、三万円、二万円、一万円という数字が出ておられますのは、その間に企業が製造を行なつたとして得られる所得はその程度のものであるというものを保障しようというわけですね。その五年間に、もし構造改善を行ないつつある企業と、そうでなくて漫然と従来どおりやつていふ企業があつたといひますと、その場合に、その企業がとにかく四年間はつくるだけつくる努力するといひても、それは結局最後には、構造改善が達成されていふ限り非常な總体的に不利な地位に立つ。それが、その結果としてはどうせやめるんだからというので、手持ちを売却してしまふといふいうふうなことで全体の価格構成を乱すといふことが起つてくれば、それが千波万波呼んで、酒税全体に影響を及ぼして行くであらうといふことを前提といひまして、いふばその構造改善に乗り切れないものが、その最後の一番自由化された時期までの間に生産を営まずとも、それに相当するだけの所得を与えておくと、それが、秩序整然として業界全体が構造改善と転換といふものを分けていくゆゑんではないかといふことがここにあらんでないかと思ひます。

酒の製造に免許を与えておられますのは、これは決して酒造業者を保護するものではない。いふば酒税保全をはかるために免許制度をとつておるわけでございます。その免許業者の中全体で、いまの五年間に非常な変動が起る。その変動が起ることを防ぐために構造改善計画を規制とあわせて行なつておる。この構造改善計画を絶対に推進をしていくことが必要であるといふ前提でこの措置法をつくり、中央会に特別の特殊法人的な性格を与えた、こゝういふことになりまして、いふばこの免許事業全体の利害休戚に關する問題であり、特定の者がこれに協力しないといふことによつて、それが影響を及ぼして構造改善事業全体が受けた総体の人間に非常な影響を及ぼすことになりまして、そのためにこの免許の取り消しに及ぶまでの強い規制をしてこの構造改善を実施しよう、こゝういふ段取りになつておると思ひます。この六百二十万円を一つの問題として、これだけで転換業が行なわれたいといふよりは私ども考えてないのだから、こゝの構造改善、第四十二条の生産規制、これらを全部総合したとして五年後の自由化といふものに到達する。その全体を守つて、免許事業全体が整然と自由な体制に對応できるようにするといふのがこの法律のねらいである、こゝう考えますので、その点で御理解をいただきたい、かゝるに考へておられます。

○堀委員　そうすると、いまの話は裏返して見ますと、要するに昭和四十九年には六百三十四はやめるんだといふ前提の話になるやうな気がしてしうが、いふのです、いまのあなたの話からするならば、いふのです、構造改善事業を推進するといふことで、その計画の上には六百三十四といふものが一応組み込まれておる。そうすると、もし六百三十四がかりにこゝでやめたとしても、酒税保全に對して不安は絶対ないですか。私はそんなことは直接關係ないと思ひます。六百三十四がやめた、あとは競争がどういふふうにならうとも酒税の保全は心配ないか。私は、依然として酒税の保全といふものは、競争のあり方といふものはあなた方が紙の上に書いていくやうにいくわけがないんだから、どういふ結果になるかは予想できないと私は思ふ。これから五年先の経済の実情ですからね。だから結局、そゝういふ一つの前提、構造改善の計画はあつても、それは計画にすぎないであつて、それを担保するものは、やはり酒税の面からいひまして私は四十二条だと思ひます。だからこゝで聞いておきたいことは、いふやうなことがあらうともいまの規制計画は、これはこの予定どおりきつちやる。だからこの五年間についてはいかうな事態が起らうとも四十二条の適用は動かすことではない。いまの構造改善計画そのまゝにふやす方向でやるといふことがそれで確信できますか、酒税保全について。

○吉國(二)政府委員　いまおっしゃいました前の点でございますが、六百三十四がやめなくてはならないといふことを私が申しているわけではございません。つまり、構造改善といふものに乗つて体質改善ができない場合にはそゝういふ事態におちいるであらうといふ点から見た場合に、六百三十四の企業がその危険性がある。その危険性のあるものについて、その所得保障といひますか、四年間の所得を与えておかないと危険性が大きくなるのじゃないかといふことであります。幸いにしてこの六百三十四が構造改善のラインにうまく乗つていって体質改善ができれば、六百三十四が必ずしもやめなくてもいいものが出てくる、そのやうに理解しているわけでございます。

それから規制につきましては、これは商工委員会で堀先生が御指摘になつて、これを五年以上やることはけしからぬと言われまして、私どももそのとおりで思ひます。五年間を目途として、その間に自由化に達するといふことは、私どもも酒造業界も決心してやつていくことでございます。

○堀委員　いまの話、構造改善がひつかつてくると非常に複雑になると思ひます。なぜかといふと、これは計画であつて、なるかならぬか、全然わからないことだと思ひます。要するに、六百三十四だけがやめてしまふば構造改善は予定どおりいくといふことになつていふわけですよ。その他の業者だつてそれだけの努力ができるかどうか、非常に疑問がある。疑問がある理由をちよつとこゝで申し上げておけば、「製品の品質、品質は、消費者のし好に即応した市場性の高いものとする」といふ、なお、銘柄ごとに品質の統一を図り、おのおのその特徴を發揮するように努めなければならない、となつていて、その次に「原価」とありまして、「原価(製造原価、諸口費用及び一般管理販売費をいう。以下同じ)の引下げ率は、昭和四十三年度における清酒の原価に對し、その清酒と同一の品質を有する製品について実質一〇%以上とする。あなた、これはたいへんな計画ですよ。この計画が達成されなかつたら問題が起る、そゝういふ問題じゃないかといふことは思ひます。これはやはり一つのガイドラインであつて、その方向に向かつて努力するといふガイドラインがこゝに示されておるだけで、どうなるかはやつてみなければわからないわけですよ、率直にいへば。

だから、構造改善の問題と、いま問題になつてゐる転換給付金とは、それは無關係ではないけれども、実は直接結びついておる問題ではないわけですよ。だから、この人たちがやめようといふ判断をするかしないかといふのは、今後における需給の状態なり消費の状態なり、おけ買ひをする側がどういふ形のおけ買ひをするかとか、いろいろ要素が合つてその人たちが将来の判断をするだけであつて、この構造改善がこゝうなつていて、このとおりにやらなかつたときはやめなければならぬといふことには實際なつていないので、そゝういふやうなことになればほとんど業者はみんなやめなければならぬことになるのじゃないか。なかなかこれだけの高いガイドラインに到達できるなんて私は思へない、いまの情勢から見ても、これだけいま清酒業界はたいへんな熱意を持って、何とか値上げをしたいと言つておる段階で、逆に下げろと言つておるのですからね。これは一体どのくらゐ下げることになるのですか。

○吉國(二)政府委員　私は、構造改善が、六百三十四やめればすぐできるというやうなことを言つておるわけじゃないのです。この構造改善事業と

いうものを推進していくことが、五年間の規制がいよいよはげしたときの一歩大事な要素になるであらう。そのために業界全体が努力をするということに対して、政府としてバックアップしていくこととを申し上げていくわけでございます。このことと関係するものは――これは机上計画でございますから、この方向で努力はされていく、この御理解を願うほかにはないと思います。

なお、一％の引き下げは、これは四十三三年価格で一％でございます、いわゆる生産性の向上が一％あるという意味でございますので、その間の人件費の騰貴その他でこれが結局相殺されることは考えられるかもしれません。したがって、四十九年に実際の価格がどうなるかと申しますと、それは四十三三年価格で換算して一％の引き下げということで、生産性の向上一％を目途としていくという意味でございます。名目的には、その間の原料、人件費の値上がり等を考えますと、いまよりあるいは高くなるかもしれません。

○堀委員 私に申し上げているのは、構造改善事業といたしまして、あなたは表裏一体のようには言われるけれども、私はこれは別の問題だと理解しているわけですね。構造改善事業をやつて、そういうふうな方向に努力をするということは当然なんです。これは当然やらなければならぬ。しかし、この人たちが転産業をするという判断は、構造改善事業のベースに自分に乗ってないから転産業をするのではないのです。要するに自分の企業の周囲における客観的諸情勢に対応できるかどうかという判断に基づいて起こることだから、あなたの言つておる通りに、この法律の設定が構造改善事業を計画どおりにやらせることに直ちに役立つとは思われない。間接的には役立つでしょうけれども、直ちに役立つとは思われない。だから、それならば私は、この程度のさき申し上げたように、少なくとも二人分くらいの退職金にしか見合わないものがそんなインセンティブにならないと言ふのです。それだけの力はない。その程度のも

のに対して免許を取り消すというふうな強権をやるのは、さつき春日さんが言つたように、まさしく、横断歩道を通らなかつたからおまえは死刑にするというのと大差ないですよ、この発想については。

だから、私はこの問題については、大蔵大臣が命令を出すところではないのか。命令を出したものは、必ず法律というものはそれについて担保をとらなくてはならぬか。担保をとらなくても、大蔵大臣の命令に免許業者がそむいたときには、それなりに行政的に、この命令を守りなさいと行政的な指導をしても用が足りると私は思つてゐる。だから、そこまでの処理をするこゝについてならわれわれは何も反対しない。しかし、酒税の増納とみなすというの、これはちよつとあれじゃないですか。酒税というのは直接的に公共の福祉につながつてゐるわけですね。税金を国に納めるというの、これは少なくとも最大の公共の福祉、国民全体につながつてゐる。それを犯したとことと同じだ――この表現は、

「当該酒製造業者は、酒税法第十二条の規定の適用については、酒税に係る増納処分を受けた者とみなす。」と。増納した者とみなすというのではないのです。「増納処分を受けた者とみなす」というのです。こつちのほうの、酒税の増納をした者が免許を取り消されるのは、公共の福祉に反してゐるからこれは私はいふと思う。しかし、前段ですつと触れてきたように、これはそれほど重要なものではないと私は考へてゐるわけですね。それは金額で明示するの一番はつきりしてゐるから、先刻の酒屋さんが六百二十万円というの、要するにそこに三十年くらいつとめた人の退職金二人分に足りないでしようね。いま退職金の非課税限度というの、三十五年在職しておれば五百万円は非課税だ、というの一般的なその程度の退職金が行なわれるという一つの判断があつたという前提、それも三、四年前になつてゐるわけですね。三十五年で五百万円というの、三年くらいいもろすでに時間がたつてゐる。そういうとき

に、わずか六百二十万円をもつてそういうあなた方の期待をするようなことの実現をはかろうというの、これはもうまさに手術をするのに刃刀ぼうちょうで手術をしるというふうなもので、これは全くわれわれとしては納得ができません。

だからこの点は、大臣どうですか、私たちはあとの問題については強く触れさせなければ、われわれ立法府としては、少なくとも法律は、これは一回つづつたらずつと残るわけですね。国民の権利と義務に関する問題について、あるいは財産権に關する問題について、私ども前段のほうにききわめて重要だ、公共の福祉にききわめて直接関係があるだけ強く反対をする意思はありません。しかし、少なくともこゝろいう実態面から見てもそれほど重要でないことに対して、このように重大な規定をくつつけなければならぬという理由はない、私はこゝろ判断をしてゐるので、その点については政府はもう少し慎重な配慮を必要とするのではないかと、こゝろ考えますが、いかがでしょうか。

○福田田務大臣 これは四年後の自由化ですね、そのときの状態、これが酒税確保ということに欠けるところがないようにという利益を持つてゐるわけですね。そういうふうなことで強権というのか、御批判を受けるような措置も必要である。利益を考へておるということで、これは譲るわけにはいきません。

○堀委員 自由化問題が、みな何か最終年度が終つたときに初めて問題が起こるように思つておられますけれども、実は私はそんなふうには思つてゐないのです。現在の自由化計画というの、いま私が申し上げたように四十四年度以後は非常に急ピッチに実は自由化部分がふえるわけですね。だからおそろしくほんとうに問題が起こるのは四十九年ではなくて、四十七、八年にはかなりもうすでに問題が起ると思つてゐるわけですね。いま大臣が四年後というふうにおっしゃつておられますが、実はそんな問題じゃないわけですね。それなら、ほ

んとくにそれを役立てようというなら、やっぱりが金を出すべきだ。主計局が反対をするにしろ、それほど重大に大臣が考へておられるのなら、国も出します、業者も出さない。国が相当多額の金を出します、そうしてこの人たちが安心して、喜んでやるだけの補償を国がしましよという裏づけがあるなら、私はいまのやつが裏側についてゐてもいいのです。国もそれだけ負担をする、国民全体が負担をしてゐるんだから、おまえたち負担をしてあたりまえだ、こゝろなので。ところが国のほうに金を出さないといふので、金を出さないが、業者には、おまえたちだけがやれ。そうならば、大臣がさきから言われたように、この程度の負担しかできないということ、言うならば涙金程度になつてゐるというの、いまの実態だと思ふのです。そうやって、おまえたちだけがやれといふことに対して、国は強制権をもつて免許取り消しでもやるぞといふことでは、これは大臣、ちよつと片手落ちに過ぎるのではないですか。ものの発想として、これは特殊法人の発想になつてゐる。私は、特殊法人にしなければならぬとかなんとか、そんなことを言つてゐるのではないのです。少なくともそれだけ将来に対する危機を重大に認識するならば、やはり国は考へたことを行なうということが片面にあるべきじゃないでしようか。だからこれは非常に片手落ちなんです。そこらにこの問題が非常に複雑になつてゐるゆゑがある。大臣、どうでしようか。

○福田田務大臣 企業整備というのか、そういうこととはいづれの業界においてもあるわけなんです。そういう際にはまず何を考へるかといふと、その業界内における共助体制というものを考へる、これは堀さんよく御承知のとおりであります。この酒造組合もまずそういうことを考へるんだが、しかしながらその共助金の給付ですね、この資源を一体どうするかといふと、これはどうしても納付金に求めざるを得ないといふことになる。これも私は当然だろつと思ふ。その納付金がある一

人がおれはもういやだと言った。大蔵大臣がそれに対して命令を出す。それでも実効がない。そういうような状態であれば、その共助体制自体が動かなくなるのではないか。つまり、おれも納めない、おれも納めないという人が続出するというような傾向になることも考えておかなければならぬ。私は、この納付金がそうだったという事象は、いま想像してありません。おりませんけれども、万一そういうことがあり得ることもまた考えておかなければならぬ。

そういうことを考えますと、今度の企業整備の計画、これは私はあなたと見解が違いますが、このお金ばかりでやるというのではない。この企業整備というものは、四年後の自由化、これがとにかく目前に迫っている、そういう状態下におきましては、これはほっといても企業整備は行なわれる。それを秩序正しく進行させたい。これがまた、酒税を担当するところの清酒業界のあり方というものを考えると、大きな利益につながっている。そういう判断で、法的には強権というが、まあ免許取り消し措置をとるのだというように、上げます、そういうことを好きにのんでやるのではないのです。またそんなことは予想はしておりません、これが発動されるというよりなことは、しかし発動される場合もまた一つ考えておかなければならぬ。そういうこと自体がまたトラブルを起さないようにするゆえんであります。こういうような認識を持っておるわけでありまして、でありますので、これをはずせという御主張、これはどうも私どもから見ると、まあ納得いたしかねる御議論である、こういうふうに思います。

○堀委員 国税庁に伺いますが、酒税を滞納して免許を取り消された例がありますか。
○中橋説明員 酒税を滞納しまして強制取り消しの例はございません。ただ、申請書を徴収いたしまして、申請書で自発的に免許取り消しという形でもって、免許業者から退いてもらった例はございます。

○堀委員 いまあなたの言ったことは、そうすると十二条の適用ではないということですね。

○中橋説明員 十二条の適用はございません。
○堀委員 大臣、これまで酒税の滞納というのは私はあつたと思うのです。幾らぐらいたつたか、それは私はつまびらかではありませんが、ある。酒税を滞納してもこれまで十二条によって免許を取り消された例がないのだそうですね。これは酒税とは次元がずいぶん違いますね。私はさつき幾回も述べた通りですけれども、酒税と今度の納付金とは山と谷ほど次元が違ふんですね。その次元のきわめて高い酒税を滞納しておきながら、これまで十二条の適用によって免許を取り消された者がいない。この実態の上に立つて、それよりはるかに軽い納付金についてこの法律のこへ書かなければいかぬか。どうでしょうか大臣、やはりそれはそういうことですか。

○福田国務大臣 納付金をそう軽く見てないのです。つまり、納付金が動かないということになる。これは酒税確保体制に非常に大きな影響がある、こういうふうに考えておるわけなんです。次元が違ふというようにことをおっしゃいますが、決して次元は違わない。どうも根本認識が相当違ふように思います。

○堀委員 時間もあれですからもう終わりにしたいのでありますが、要するに納付金の問題というのは、やめることを何とか少し付値するだけであつて、これでやめるという決断ができるものではないということを私はさつきから言っておるのです。大臣もそう言っておられるのです。やめるというのには別にあるのだ。ともかく自由化したらやめなければならぬ者が秩序正しくやめるようにしたいのだというのですから、だからそれは実はプラスアルファなんです。要するにやめるかどうかというところがいまの酒税保全に関係があるのです。だから、それにプラスアルファのほうが大臣の答弁だと主体になっているようにすけれども、それはそうではないに、このやめる人たちがいるのを判断するもとは、四万円くれるからやめ

るんだということではないわけですね。だから私がさつき申し上げたように、ことはあまり出ないのではないかと、これは、来年でもいいという判断をするのは、ことしのほうがあるから急がなくてもいいじゃないかという、そういうところに関係が出てくるわけでありまして、だからやめるかどうかは金だけがすべてではない、私はこう考えているわけですね。だからプラスアルファなんて――肝心なほうのやめるかどうかということについては、酒税に直接関係があるのです。これは言うならば、それに関係がないとは言いませんけれども、それよりは次元が低い関係だということだけは、私どもが次元が違ふと言ふ点は御理解がいただけるんじゃないでしょうか、どうでしょう。

○福田国務大臣 そういう意味においては確かに次元は違ふかもしれませんが、納付金が順調に納まる。これは企業整備に非常に重大な問題であるという点については次元はちつとも違ひません。これはもうほんとに酒税の確保という意味において大事な問題である。一人でも納めない人があつたら、これが納めないでいんだということになつたら、この構想というものはつぶれてしまふのです。そこを考えると、これは、酒税を確保するといふのと納付金の確保といふことは同じ重要性を持つ、こういうふうに考えているわけでありまして。

○堀委員 順序が逆になつていまして、大臣。要するにやめたいという人が出てからそれをもとに金を集める。計算をして、納付金を払ってくださ、こうなるのです。金が先にきて、きたからそれだけの人がやめるんじゃないに、やめたという人が出てきてからそれに必要な金がかかるわけですね。順序としてはさうでございましょう。ですから、なるほど一、二、いま払いたくないという人があるかもしれない。あるかもしれないけれども、そこにはちゃんと延滞金を取り、それから大臣命令を出す、こうなつてきているわけ

です。それから、何もないわけじゃないですね。中央会としてはいろいろな手だてがまず第一にある。その次に大蔵省としての処理の手だてがすでにある。酒税が滞納しておつても、この滞納をどうやって取り返しているんですか。免許を取り消すということ、それは制度があるからだといつたつて実際にはさうではないに、まあ払いなさい、払いなさいと、いろんな形をやつて酒税の滞納を取っているんじゃないですか、実際には。だから免許の取り消しが行なわれていないんだと思ふんです。その限りにおいては次元が違ふんだから、ともかく払いなさい、払いなさい、こう言つて酒税でも取れるものがなせ納付金で取れないのか。実際に一回も免許取り消しはやつていない。酒税が払えなくなるといふのと納付金を払わないといふのは次元が違ふのです。大体業者で酒税を払わないといふのは、払わないのじゃないですよ、払えないのですよ、実態は。払える酒税を払わないような業者なんてあり得ようはずがないと思ふのです。本来酒税を納めることがもつていっている業態です、それによって免許を受けられている。だからその場合には払えないという問題があるけれども、この場合にはさうではない。払えるけれども払わないという人が出てくる。なぜ払わないのかといつたら、この制度そのものに対する不信感ですよ。こんな制度をやつたてそんなもの予定どおりにいきやしない。それがそんなに業界全体としてプラスだと思わないという、これはどちらかというと思上上の問題になつてくるわけですよ。だからそこは酒税の問題とはだいぶ違ふし、その酒税の問題ですら実際は取れているのなら、納付金は何もそんなに免許を取り消さなくても私は取れると思ひますが、これ以上伺いません。大臣はその点については全然妥協性がないうたから、幾ら言つても始まりませんから、これは会議録にとどめて、将来問題があつたときに、当時の委員会における考え方というものはどういふことであつたかということが明らかになれば、これは国民が判断をすることでありま

○中橋説明員 申しわけございませんけれども、販売階層別にどうなっておるかということの資料がでています。

○平林委員 これは、酒類免許をもう少し気軽に、たとえばおかしいけれども、したらどうかということの前提にはどうしても必要なですよ。

免許をおろすために既存の小売り店の生活に脅威を与えることではこれはまたならぬわけですね。私はその点は十分理解するつもりです。しかし二

か希望を達せられないということも最近における世論であります。そのときに、その距離だとかそれから世帯だとかいう一つの基準はございまして

も、もう一つ、そういう問題についての状態がわからないければ、どうなんでしょうか、うまい運営というのとはできないと思うのですけれども、なぜ

とでないんですか

○中橋説明員 おっしゃるとおり、十四万軒の全国の小売り業の実態というものについての資料というの是非常に完全でないことはそのとおりです

ざいます。私どもも最近の事情からかなり従来と違つた様相を持つてきておると思つております。と申しますのは、非常に人口の移動もございます。

の、幾ら売っておるかということがはたしてその数量が一体どうなっているかという点について事態調査をやろうと思っております。ただその場合、

店の存在価値を左右するかどうかという点は疑問
でございますけれども、できるだけ、いま私ども
でとっておりますA地域、B地域、C地域といふ

○平林委員　現在のわが国の世帯から見て、大抵地城別ぐらゐに、一体と云ふくらいになつてゐるかといふものを、ある程度、異別ぐらゐの実態調査をしてみたいと思つておるのでございます。

市、中都市、小都市、いろいろな条件は違うでしょうけれども、全国の酒の小売り店十四万軒といのは多いですか、少ないですか。

通一般の人が利用できないというのはいかがであ
ろうかということ、員外利用できる生協につき
ましては、従来からも、先ほど申しましたよう
な一般基準のもとにおいて免許を与えておるわ
けであります。それじゃ現在どれくらい与えてお
るかということでございますけれども、一年前の
数字でございますが、約二百生協について小売
り免許を与えております。

○平林委員 私承知しておるところでは、生協
は大体全国で三千ぐらいあると思うのでありま
すけれども、昨年は二百件。そうすると現在酒類
免許を受けている生協はどのくらいございま
すか。

○中橋説明員 ことしの三月末という数字を持
っておりますので、先ほど申しました四十四年三
月末の二百という数字が一応新しい数字でござ
います。

○平林委員 私の言わんとすることがおわかりに

なりますか。今度の二重ラベル事件の問題に關連をして、現在の世相と、それから現在の酒類行政の中で、もし改善をするとするならば生協にもう少し酒類免許を与えるべきである、私はこういう結論なんです。いま員外利用、員内利用のお話があるけれども、これもあまりにつわる

必要がないんじゃないか。つまりある程度消費者に重点を置けば、買いやすさという意味では消費者にこれ以上の利便なことはありません。会社の帰りに買っていけばいい。自転車のうしろに積んで帰ればいいのですからね。酒税のほうから考えれば、もつと税率よく税金がたくさん取れるかも知れない。

しれませんよ。私いろいろなことを考えまして、もう少し生協に対して酒類免許を与えるようなくふうをしたらいんじゃないだろうか、こう思っているのです。御見解を承りたい。

○中橋説明員 最近の物価問題に関連しましての、小売り免許について、おっしゃるように生協に免

許を与えたらどうかというお話があることは十分承知いたしております。従来私どもが、先ほど申しましたように員外利用、員内利用の問題として

生協の問題を考へ、チミッドであつたということ
は私も認めるにやぶさかではございません。し
かしながら、生協自体が免許をとりまして、員内
の人だけにいわば流通マージンを切つて売るのが一
体いいのか、それとも一般の消費者に門戸を開放
したところの小売り屋を通じてお酒を売るように
した方がいいのか。現在までも、先ほど御指摘のよ
うに、なかなか普通の小売り免許も十分与えてい
なかつたという事情でございますので、場所場所
の必要性に応じて今後とも判断をしてまいりたい
と思つております。

○平林委員 つかぬことを聞きますけれども、い
ろいろな酒類の小売り免許を申請をした場合、そ
れは先ほどの基準に基づいて税務署が判断をする
わけでありますが、この場合、その他元の酒の組
合なんぞに書類を見せてお伺いを立てて、そうし
て初めて認可をするとかしないとかいうようなこ
とはやつておりますか、やつていませんか。

○中橋説明員 現在新規免許を与えるにつつま
しては、酒類業組合法に基づきます酒販組合の意
見を聴取しておることは確かでございます。もつ
とも、これがはたしてその意見どおりにやつて
おるかやつてないかという問題がございますけれ
ども、そもそもこの意見を聞くということは、い
まから十何年前でございますが、酒税法改正の際
に附帯決議で、意見を聞けというのを言われた
わけでございます。それをずっと踏襲いたしては
おりますけれども、私もといたしましては、必
要あるところには免許を与えるを得ないという
ことでございますので、意見の諸否にかかわらず、
必要のある向きには免許を与えておりますし、先
ほど申しましたように、十年間で約二万軒くらい
ふえてきています。これはみんな賛成したところ
に与えられておるのではなくて、反対したところ
をも押し切つてむしろふやしてきたという実情で
ございます。

○平林委員 私はこれ以上は突っ込んで言いま
せんけれども、とにかくいろいろな資料をいただ
いた後に、きょう質問をいたしました点につきまし

てはなお検討させてもらひまして、私の意見を述
べてまいりたいと思ひます。

あと一つ、融資の問題についてこれからやりた
いのですけれども、時間があれでありますし、委
員長もなかなか淡い顔をしておるし、この辺で
きよりの質問を終わることにいたします。

○毛利委員 春日一幸君。

○春日委員 この法案には随所に疑義がございま
す。数日来この問題については各委員から質疑が
なされておるところでございますが、必ずしもそ
の疑問は解明はされてはおりません。したがつて
この問題は、これから各党代表理事間でさらにい
ろいろと突き詰めた検討がなされるようござい
ますから、すでに出席された疑問点については私は
触れないことにいたしますが、新しい問題点とし
て大臣に伺つておきたいことがございます。

それは、今度自主流通米の制度によつて、昨年
八月に認可されました自主規制の期限が到来した
しますと、少なくとも製造は完全自由になる、こ
ういふふうに考えますが、この点はいかがであり
ますか。

○福田国務大臣 当分の間これは継続しなければ
ならぬというふうに考へております。大体四年は
必要であらうというふうに考へております。

○春日委員 四年くらいはつかの間過ぎてしま
うのでございます。そこで、四年間は、一年ごと
のチェックがあつたとしても、大体自動延長され
るものと了解されておりますが、四年を経過した
その後においては、これが必ずしもそのまま延長
されることは期待しがたいと思ひるのでございま
す。したがつて、昭和の四十九年以降においては、
少なくとも醸造免許を持つております醸造家は、
その酒の造りをするについては自由になるであら
う、こゝろに考へておるが、いかがですか。

○福田国務大臣 そのとおり考へております。

○春日委員 そこでお伺いをいたしますが、そう
いたしますと、醸造免許を受けております三千数
百軒でございますか、これらの諸君がフリーハン
ドで、とにかくにも自由競争の中に突入するわ

けでございます。そういったしますと、経済の当然
のメカニズムといたしまして、すなわち優勝劣敗
の競争になり、それがだんだんと激化してまいり
ますと、弱肉強食の現象にまで発展する場合な
しとはいへないと思ひのでございます。それを規制
する方法がございしますか。すなわち四年間なら四
年間自主規制が認められた。もう経済は自由だか
ら自由競争しなければならぬ。その四年間に構造
改善というような施策もとられた。すなわち生産
設備の近代化だとか合理化等がはかられたけれ
ども、しかし生産手段というものは日進月歩でござ
います。毎日毎日新しい生産の方途や機械が発明
されてまいるのでございします。そういう中にお
いて、かりにこの計画に基づいて近代化計画がな
されて、四年間は片方において自主規制があり、
片方において近代化計画があるものでございすか
ら、これは中小企業、弱小メーカーも、にもか
くにも存立の基礎はこれで確保されると思ひので
ございます。ところが四年を過ぎてしまつて自由
競争になれば、その時点において望見できる一つ
の実態というものは、これは優勝劣敗の原則であ
る。強い者が勝つ。たとえばその時点において新
しい生産設備、醸造機械が発明される。それを導
入する大資本、大企業というものがやがて制覇す
るに至るであらうことは私は容易に予見できるで
あらうと思ひが、その辺の展望はいかがでござ
いますか。

○中橋説明員 現在の規制がほぼあと四年間を目
途としておることはお説のとおりでございます。
そのあと、私も完全に自由化になるといふ予
測のもとにいろいろな施策をやり、またこの法案
をお願いしているのが先刻来の議論のとおりでござ
います。その場合に一体どの程度の競争が行な
われるのか、私も、やはりかなり自分でつく
られる、自分で売るといふメーカーは、自分の自
製の量をふやしてまいり。しかしながら、主産地
の事情を考へてみますと、広い土地あるいはそれ
を立体的に利用いたすにいたしましても、かなり
の新規投資を急遽にし得るかという難関がござ
いますし、お酒本来の性格からいたしまして、かな
り下請的な系列化のもとにおきましますところの
け取引というものの存続の意義が十分あると思
ひます。一番心配なのは、先ほど申しましたよう
に、系列化されなければおけ売りを従来やつておた
人たちの売り場を一体どこに求めるか、そこに先
生の御指摘のような弱肉強食ということが起こる
ならば、その方面から一番心配な部分が出てま
いるだらうと思つております。いずれにしても
も、完全自由化になるという前提のもとに私も
はあらゆる努力をいたしまして、その体制を業界
ぐるみでつくりだすということに努力をいたして
おるわけでございます。

○春日委員 大体わかつて思ひのでございま
す。しかし、ここにその長期の展望でなくして、
向こう十年ぐらいの先を展望してみますと、い
ずれにしても自主規制は四十八年までである。こ
の近代化計画も四十八年までである。ところが、
その後においてもこの生産が続けられてまいり
であらう。それから近代化した生産設備なるもの
次第に老朽化してまいりであらう。そのときに
やはり新しい機械を導入したり、あるいはその信
用度を高め、いい品物をつくる、こゝろは顧
客を容易に吸引することができるようから、
結局自由競争ということがなるならば強い者が市
場制覇をする、これは当然のことであらう。そう
なつた場合は、いまの中小企業あるいは弱小メ
ーカーというものは特に下請に転じざるを得ないで
すよ。しかし、この酒の醸造というものは、私は
現場はつまびらかに承知いたしませんけれども、
も、言うならば化学工業みたいなものでございま
すね。だから、自由に生産しようと思へば生産設
備によつて、オートメ化、大量生産を行なうこと
は容易ではないかと思ひ。だとすれば、そのよう
なおけ買ひをせなければならぬといふ必要性も、
この先の醸造業においては必ずしも担保にならな
いと思ひ。めんどろくさいからおけ買ひをやめて
自分でつくればいいじゃないか、こゝろに
なつてくると思ひ。そうすると、この弱小メー

カーはその時点においてことごとくぶつ倒れてしまふことにはならないか、こういう観点を持たざるを得ないのでございます。だとすれば、この際、この法律案なるものの政策目的は、弱小メーカーが健全に存立できるようにその基礎を安定せしめていこう、言うならば、これは弱小メーカー、中小企業メーカーの保護政策にそのウエート、ポイントがあると思うが、いかがでございますか。

○中橋説明員 弱小であれ、生産規模のいかにかわらず、今回お願いしております一つの制度といひますのは信用保証をつけるという事で、売り場のある酒屋さんが毎年毎年円滑に生産を続け得るというためには、この制度としては非常にメリットがあると思います。

○春日委員 普通のメリットや名目的メリットはお説のとおりでございますが、たとえば六大メーカーだとか、しにせとかいふものは、それ自体に別個の信用がございします。必ずしも基準指数を担保にせなければ金融が取りつけ得られないという立場にはないと思うのでございます。したがって、この法律によつて最も多くのメリットが期待できますものは、他に信用力のない弱小メーカー、こう考えざるを得ないと思う。だとすれば、この政策というものの直接のねらいは、かつは重点的な政策対象になるものは、すなわち中小企業、弱小メーカーの経営安定の基礎を固めていく、こういうところにありと理解をするのであるが、いかがでございますか。

○中橋説明員 そのとおりでございます。

○春日委員 だいたいいたしますと、いまこの政策でそのような安定の基礎を固めたとする。しかし、冒頭申し上げましたように、四年たてばもう全部フリーハンドになつてしまつて優勝劣敗である。さらにそれがエスカレートすれば弱肉強食になつていってしまう。さらに終局のターミナルを見詰めてみれば、しよせんは大きなものが残つて、小さいものはぶつ倒れざるを得ないという結末を遂げざるを得ないかもしれないという見通が立たざるを得ない。だとすれば、私はここでそう

いうような推移を念頭に置いて、さて最も効果のある施策をどう講ずるか、こういうことになりますと、私はこういう政策だけにたよるというのではなくて、また他に適當な効果の確保できる施策というものがあつた方が好ましいのでございます。それはなぜかと申しますと、国税庁では十分に御検討になつていっていると思うが、西ドイツとかデンマークとかスウェーデンとかいうところは、とにかく酒税というものが段階的な税率になつていくことは御承知のとおりであらうと思ひます。すなわち、造石高の少ないところは生産コストが高いので税金を少なくし、そうして造石高の多いところは生産コストが低くつくであらうから、それに對する酒の税率はこれを高くする。そうして蔵出し価格はおおむね一個の正しい水準になつていく。かくして自由にして公正な競争の立場を政策的に保護されておる。こういう政策がとられておることを大蔵省は御承知であらうと思ひます。さればこそあれらの地域は、ビール製造会社で従業員百人だ八十人だという中小企業が幾らもあると思ひますのでございします。ところが日本では、いま醸造免許の一つのチェックがあるといひました。ビールなんかはあのような四大メーカーに局限されて、中小企業というものは、免許も与えられませんが、かきに免許を与えられたところ、とてもとてもそれは競争条件というものがそこには成り立ちません。

私は、最も案ずることは、清酒業界においても、後日、少なくとも四年後においては、日本のビールの製造が四大ビール会社の独占事業であること、現在の六大酒造メーカーの独占になつていってしまうようなことになるのおそれはないか。だとすれば、私はこの際、ヨーロッパにおいて酒税が造石高に應じた段階税率を採用しておるその政策というものを、その意義でですね、これをあらためて評価して、そして真にわが国の酒の製造が完全自由化になるためには、どうしたら中小企業の製造部門、その企業の基礎を安定せしめることができるか、こういう課題を解決するために

は、むしろそういうような段階税率の採用に踏み切るべきではないか。私はそのほうが、いま数々の疑義を無理やり押し通そうとするよりもむしろ妥当で合理的で、そうしてその政策というものの生命に悠長性があると思ひます。この点について大臣の御見解はいかがでしよう。

○細見政府委員 先に技術的なことからお答えしておきます。

いまおっしゃつたように、ドイツにおきましては非常に零細メーカーが多いということ、しかもそのメーカーの保護も考えなければいけないという事で、段階的ないわば一種の累進的な形になつておることは御指摘のとおりで、私も実はその点はよく存じないのでありますが、中小企業対策としてそういうことが考えられておることは事実でございます。日本におきましてはそういう税率の差はございせんが、実際問題といたしまして、中小メーカーは多く二級酒をつくる、大メーカーは市場性の多い一級酒、特級酒というよりなものをつくつておつた。それが今後、市場性の有無あるいは市場性の将来ということを考えまして、最近のように消費がむしろ高級なものに片寄つていく段階において、従来のような区分でやつていくのかということにつきましては問題もございまして、いまの御指摘の点は、今後間接税のあり方として十分研究してまいらなければならぬ示唆に富んだ御意見であらうと存じますが、同時に実行はいろいろ問題のある御意見だらうと存じます。

○春日委員 弱小メーカーは一級酒だ、そして強大メーカーは一級酒だ、特級酒だというその規定自体がおかしいです。実際は免許を受けたならば、二級酒をつくる者なら一級酒をつくりたいし、一級酒をつくる者なら特級酒をつくるように技術の切磋琢磨をしてやつていく。それは当然の事柄だ。弱小メーカーは一級酒をつくるに足らないと足りるというあなたの方の認識が、いかにも独善的であり官僚的なんですよ。私がいま高度の政策論をやつておるのに、

そしてまた大臣の政策的答弁を求めておるのに、またもや細見君が難音を入れて、われわれのあらたかな質疑応答の波瀾を乱すということとはまことに困る現象ですね。(「無効だ」と呼ぶ者あり)無効だ、いまのは。消しておいてもらいたい。大臣の答弁をお願いいたします。

○福田国務大臣 企業の規模等によりまして段階的な税率を設ける、これは私は非常にむずかしい問題だと思ひます。いま局長から、規模によつてつくる品物でも違はせよというふうな考え方をとれば、あるいは考えられることがあるかもしれん。しかし同じ品物をつくる、それに対して、その企業の規模が小さいから大きいからといって、それに賦するところの消費税に段階をつける、これは考え方として非常にむずかしい問題じゃあるまいか。つまり、結局酒税は消費者に転嫁されるという性格を持つておるわけ。そういう際に、税率の悪い業種に對しましては安い税率がかかるというふうなことになる。これはやはり消費者の立場からいまして非常に問題がありはしないか。いろいろ特則といひまして、最も生産性の高い企業、これをみんなが目ざして競争する、そうして全体の生産性がそれによつて上がつてくるという状態のほうを望ましいので、低い生産性のものを基準にしてものを考えるというところは、これは原則論といたしまして賛成いたしたくないことであると存じます。

○春日委員 これはきわめて困難だと言われておるけれども、そのきわめて困難な政策を西ドイツは現実に実行しておるということですね。私はあえて不可能なことを求めておるのではありません。あるいは単なる一つの空想を描いてその実現を迫つておるのではありません。ヨーロッパにおいては、西ドイツにおいてもスウェーデンにおいてもデンマークにおいても、私はおそろしくイギリスでもそうだと思うのだけれども——イギリスは違ふか。悪い例を何もかがみにすることは。現実に諸国においてなされておることがわ

が日本国においてなし得ないと断ずることは、これは私は怠慢のそしりを免れないと思う。

ただ、いま大蔵大臣が指摘されたように、経済活動はスーパーファインのものを対象として、それに向かつて切磋琢磨をなし得るような態勢を構築させなくてはならないことは必要なことだ、これについては異論はございません。けれども、そうすることによって、ではどうなるかという、こういう問題を考えなければいけません。結局はそうならば、たとえビールにおいて——いまここに資料をちようだいしたわけなんだけれども、四大メーカーが独占してしまつて、ビールにおいては中小の醸造家というものは全然ないのである。それは免許制度があるからと言われるかもしれないが、かりに免許を与えたところでこんなものは商売が成り立つはずはないのである。

そこで私は大臣に指摘したいことは、悪法といへども、あるいはときに物価対策上問題があるかもしれないけれども、中小企業基本法という法律は厳存しておくわけです。国が中小企業の安定と振興を確保しなければならぬ、そのために必要な施策を講じなければならぬ、そのために必要なのは国家の宣言である。そうして行政府に対してそのようなことを義務づけておるのである。したがって、この際この施策といへども、そのような中小企業基本法の宣言に基づいて、今度自主流通米制度が新しく出現したことによつて中小の酒の醸造家とその存立の基礎を危うくするに至つた、ゆゑにこれを保護せなければならぬとして、このような幾つかの施策がダブつて、片や自主規制、片や近代化政策でなされておる。けれどもいま申し上げたように、このようなものは時限立法であり、経済の活動は日進月歩である。長期的に展望すれば、長期的に安定をはかり得る施策は他に絶無ではないのである。ヨーロッパでみんながやっておることである。そういうようなことをあわせ考へてみられたい、こういうことをアドバイスしておるのであつて、あなたも宰相候補と目されるほどの大人物で、そういうような事

柄についてむずかしいと——むずかしいことをやるのが政治家の中の政治家であり、代議士の中から宰相に選ばれようとする者の眞の価値のありどころといわなければならぬ。ゆめゆめおろそかにされぬように、この政策について十分ひとつ検討されたい。この政策の疑義は後ほど理事会で語ります。けれども、もし将来、六六酒造メーカーが独占して、何千という中小企業の醸造家が倒れてしまふようなことになつた場合、さてあわてて対策を講ずるといふことになれば、さらにさらに私は衝撃を大きくすると思ふのです。一日先見の明あつて、事前的に予防的にそのような施策を十分尽くされることを要望いたしまして、あとは理事会に譲ります。

○毛利委員長 この際、理事会を開会するため、暫時休憩いたします。

午後四時十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕